

第14回
大野郡5町2村合併協議会
会議録

第 1 4 回大野郡 5 町 2 村合併協議会議事録

開催日時	平成16年 4 月22日 (木)午後 1 時30分 ～ 午後6時04分																																	
開催場所	清川村中央公民館 大集会室																																	
出席者	別紙																																	
経過報告 議 事	<p>(経過報告)</p> <p>報 告 報告第 20 号 専決処分の承認を求めることについて 報告第 21 号 大野郡 5 町 2 村合併協議会 議会議員定数等検討小委員会の協議報告について</p> <p>協議事項</p> <p>< 新規協議 ></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">協議第 49 号</td> <td style="width: 70%;">農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて</td> <td style="width: 20%;">「協定項目第 7 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 57 号</td> <td>使用料・手数料等の取扱い(その 2)について</td> <td>「協定項目第 16-2 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 58 号</td> <td>公共的団体等の取扱い(その 2)について</td> <td>「協定項目第 17-2 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 59 号</td> <td>補助金、交付金等の取扱い(その 2)について</td> <td>「協定項目第 18-2 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 60 号</td> <td>広報公聴事業の取扱い(その 2)について</td> <td>「協定項目第 28-2 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 61 号</td> <td>病院・診療所の取扱いについて</td> <td>「協定項目第 35 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 62 号</td> <td>農林水産事業の取扱い(その 2)について</td> <td>「協定項目第 41-2 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 63 号</td> <td>商工観光事業の取扱い(その 2)について</td> <td>「協定項目第 42-2 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 64 号</td> <td>勤労者・消費者事業の取扱いについて</td> <td>「協定項目第 43 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 65 号</td> <td>建設事業の取扱い(その 2)について</td> <td>「協定項目第 44-2 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 66 号</td> <td>社会福祉協議会の取扱い(その 2)について</td> <td>「協定項目第 49-2 号」</td> </tr> </table> <p>提 案 協議第 67 号 建設事業の取扱い(その 3)について 「協定項目第 44-3 号」</p> <p>その他 今後のスケジュールについて</p>	協議第 49 号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	「協定項目第 7 号」	協議第 57 号	使用料・手数料等の取扱い(その 2)について	「協定項目第 16-2 号」	協議第 58 号	公共的団体等の取扱い(その 2)について	「協定項目第 17-2 号」	協議第 59 号	補助金、交付金等の取扱い(その 2)について	「協定項目第 18-2 号」	協議第 60 号	広報公聴事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 28-2 号」	協議第 61 号	病院・診療所の取扱いについて	「協定項目第 35 号」	協議第 62 号	農林水産事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 41-2 号」	協議第 63 号	商工観光事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 42-2 号」	協議第 64 号	勤労者・消費者事業の取扱いについて	「協定項目第 43 号」	協議第 65 号	建設事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 44-2 号」	協議第 66 号	社会福祉協議会の取扱い(その 2)について	「協定項目第 49-2 号」
協議第 49 号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	「協定項目第 7 号」																																
協議第 57 号	使用料・手数料等の取扱い(その 2)について	「協定項目第 16-2 号」																																
協議第 58 号	公共的団体等の取扱い(その 2)について	「協定項目第 17-2 号」																																
協議第 59 号	補助金、交付金等の取扱い(その 2)について	「協定項目第 18-2 号」																																
協議第 60 号	広報公聴事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 28-2 号」																																
協議第 61 号	病院・診療所の取扱いについて	「協定項目第 35 号」																																
協議第 62 号	農林水産事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 41-2 号」																																
協議第 63 号	商工観光事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 42-2 号」																																
協議第 64 号	勤労者・消費者事業の取扱いについて	「協定項目第 43 号」																																
協議第 65 号	建設事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 44-2 号」																																
協議第 66 号	社会福祉協議会の取扱い(その 2)について	「協定項目第 49-2 号」																																
議 長	大野郡5町2村合併協議会 会長 芦 刈 幸 雄																																	

会 議 次 第

1. 開会あいさつ
2. 会長あいさつ
3. 開催地町長あいさつ
4. 経過報告
5. 議事録署名人の指名について
() ()
6. 議事
報 告
報告第 20 号 専決処分の承認を求めることについて
報告第 21 号 大野郡 5 町 2 村合併協議会議会議員定数等検討小委員会の協議報告について
協 議
< 新規協議 >
協議第 49 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて 「協定項目第 7 号」
協議第 57 号 使用料・手数料等の取扱い(その 2)について 「協定項目第 16-2 号」
協議第 58 号 公共的団体等の取扱い(その 2)について 「協定項目第 17-2 号」
協議第 59 号 補助金、交付金等の取扱い(その 2)について 「協定項目第 18-2 号」
協議第 60 号 広報公聴事業の取扱い(その 2)について 「協定項目第 28-2 号」
協議第 61 号 病院・診療所の取扱いについて 「協定項目第 35 号」
協議第 62 号 農林水産事業の取扱い(その 2)について 「協定項目第 41-2 号」
協議第 63 号 商工観光事業の取扱い(その 2)について 「協定項目第 42-2 号」
協議第 64 号 勤労者・消費者事業の取扱いについて 「協定項目第 43 号」
協議第 65 号 建設事業の取扱い(その 2)について 「協定項目第 44-2 号」
協議第 66 号 社会福祉協議会の取扱い(その 2)について 「協定項目第 49-2 号」

提 案
協議第 67 号 建設事業の取扱い(その 3)について 「協定項目第 44-3 号」

その他
今後のスケジュールについて
7. 閉会あいさつ

第 14 回大野郡 5 町 2 村合併協議会出席者名簿（平成 16 年 4 月 22 日開催）

町村名	職 名	氏 名	備 考
三重町	三重町長	芦 刈 幸 雄	会長
	三重町議会議長	生 野 照 雄	
	三重町新市まちづくり委員会委員長	小 野 幸 義	
清川村	清川村長	森 健 一	監事
	清川村議会議長	江 藤 秀 明	
	清川村新市まちづくり委員長	衛 藤 康 晴	
緒方町	緒方町長	山 中 博	副会長
	緒方町議会議長	伊 藤 憲 義	
	緒方町新市まちづくり委員会委員長	大 塚 尊 俊	
朝地町	朝地町長	羽田野 昭太郎	
	朝地町議会議長	浅 野 益 美	
	朝地町新市まちづくり委員会委員長	森 憲 一	
大野町	大野町長	佐 伯 和 光	
	大野町議会議長	清 田 満 作	監事
	大野町新市まちづくり委員会委員長	大 野 晃 達	
千歳村	千歳村長	阿 南 宏	
	千歳村議会議長	高 野 健 治	副会長
	千歳村新市まちづくり委員会委員長	宮 成 三 生	
犬飼町	犬飼町長	山 村 昭 三	
	犬飼町議会議長	若 松 成 次	
	犬飼町新市まちづくり委員会委員長	佐 藤 忠 憲	
大分県	大野地方振興局長	林 満 男	
事務局	局長	赤 嶺 信 武	
	次長	倉 原 浩 志	
		田 北 厚 生	総務班
		江 藤 喜 啓	企画部会
		和 田 裕 之	産業部会
	局員	佐 保 正 幸	総務部会
		後 藤 将 彰	
		清 水 康 士	企画部会
		佐 藤 浩	文教部会
		隈田原 勇 次	建設部会
		内 田 健 児	民生部会
		関 谷 隆 一	
		池 永 善 博	
		衛 藤 恒 範	産業部会
	首 藤 英 治	総務班	

赤嶺事務局長

傍聴受付の際、お渡ししました注意書きを遵守していただくようお願いいたします。特に傍聴席からの発言、やじは厳に慎んでいただき、会議の円滑な進行にご協力くださいますようお願いいたします。開会あいさつであります、始めさせていただきたいというふうに思います。まず委嘱状の交付であります、協議会委員の大野町新市まちづくり委員会委員長が、城井学様から大野晃達様になりましたので、委嘱状の交付をさせていただきます。大野様、前の方によりしくお願いいたします。

芦刈会長

- 委嘱状 -

大野町新市まちづくり委員会委員長、大野晃達様

あなたを大野郡5町2村の合併協議会委員に委嘱します。

平成16年4月22日 大野郡5町2村合併協議会会長 芦刈幸雄

赤嶺事務局長

それでは新しく委員になりました、大野様より一言ごあいさつをいただきたいと思ます。

大野委員（大野町まちづくり委員長）

ただ今ご紹介いただきました、大野町の自治会長の大野でございます。そういう立場の中でこの5町2村合併協議会の委員に選ばれたわけでございます。何しろ長くこういうことに慣れておりません。よろしくひとつお願い申し上げてごあいさつとします。よろしくをお願いいたします。

（拍手）

赤嶺事務局長

ありがとうございました。それではただ今より第14回大野郡5町2村合併協議会を開会させていただきます。開会にあたりまして協議会規約第10条1項によりまして、本日の会議は成立しておりますことを報告致します。早速、会議次第に入らせていただきたいと思います。まず開会あいさつを副会長であります、千歳村の高野議長よりよろしくお願いいたします。

高野副会長（千歳村議会議長）

皆さんこんにちは。若葉の季節になってきましたが、本日は14回目の合併協議会を、ただ今より開催致します。

赤嶺事務局長

ありがとうございました。続きまして、会長あいさつを芦刈会長よりよろしくお願いいたします。

芦刈会長

皆さんこんにちは。本日は第14回の大野郡5町2村合併協議会の会議開催をご案内申し上げましたところ、委員の皆様方におかれましては、大変ご多用の中をご出席いただきま

して誠にありがとうございます。また、先ほど大野町の新市まちづくり委員長であります大野委員長さんに、辞令を交付させていただきましたが、どうぞよろしくお願いいたします。今年に入りまして本協議会につきましては、関係町村の持ち回りということにさせていただいておりますが、本日から2巡目ということになります。今後ともご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

赤嶺事務局長

続きまして、地元村長であります、清川村の森健一村長ごあいさつをよろしくお願いいたします。

森 清川村長

皆さんこんにちは、第14回の協議会でありまして、この会場では2巡目ということになります。今日は大変暑くもなく、寒くもないという気候的には非常にいい気候であるというように考えております。今までの協議事項が大体71案件の内の53案件が協議終了ということでありまして。今日は11案件でありますけれども、それを終了すればいよいよ大詰めになります。大変難しい問題等々が実際あっておりますが、いずれに致しましても、初期の目的を達成できますように、ぜひひとつ皆様方の英知を結集して頑張ってもらいたいなと思います。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

(拍手)

赤嶺事務局長

ありがとうございました。本日のこの会場は清川村職員の方々のご協力を頂きまして準備することができました。事務局からもお礼申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。それでは引き続きまして、事務局より経過報告を致します。

資料の2ページをご覧くださいと思います。4月8日でありまして、第13回の協議会を行っております。協議としまして7案件、これは協議確認が済んでいます。提案項目が11案件、本日この11案件についてご協議をいただくことになっております。

続いて3ページであります。4月12日でありまして、この日から合併準備会の説明会を、三重町を皮切りに行ってきました。

20日まで三重町、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町、清川村こういった順番で合併準備会の説明会を5時以降行ってきたわけでありまして。

4月15日第13回幹事会を行っております。本日提案します協議について確認をしているところであります。

4月19日第22回の町村長連絡会を行っております。4月21日昨日でありまして、第2回の公立医療施設総合検討専門委員会を開催しております。昨日は経営状況の説明を緒方町の事務担当の方からご説明をいただいているところです。ちなみに次回の開催日は5月18日の火曜日午後3時からということに決定をされております。以上で経過の報告を終わります。

次第の5以降につきましては、協議会規約第10条の第2項によりまして会長が議長を務めることになっておりますので、会長よろしくお願いいたします。

芦刈会長

はい、5の議事録署名人以降につきましては議長として議事を進行させていただきますので、委員の皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、5の議事録署名人の指名についてございますが、清川村の議長の衛藤議長さん、それから朝地町新市まちづくり委員会の森委員長さん、お二方をお願いをしたいと思います。お二人の方どうぞよろしくお願いを致します。

それでは早速議事に入らせていただきますが、報告でございますが、報告第20号専決処分の承認を求めることについて、事務局の方から報告をお願いします。

事務局（総務班 田北）

総務班の田北といたします。どうぞよろしくお願いいたします。資料の4ページ以降に載せております。報告第20号専決処分の承認を求めることについてです。続きまして、5ページをお開きください。専決第1号平成15年度大野郡5町2村合併協議会会計補正予算第2号についてです。補正内容は歳出予算の補正です。詳しくは第1表歳出予算補正に載せておりますが、次のページ6ページをお開きください。歳出予算補正第2号についてですが、節間の補正で歳出予算額全体の増減はございません。主なところを申し上げます。まず需用費のところ印刷製本費37万円の増、内容は合併協議会だよりの発行枚数の増となっております。それと委託料につきまして、議事録作成委託料に20万円の減ということで載せております。以上、歳出の予算補正の説明でした。

芦刈会長

はい、ただ今報告第20号と致しまして、平成15年度大野郡5町2村合併協議会会計補正予算第2号についての専決処分の承認を取ることにつきまして、報告、説明がございましたが、質問、意見等がございますか。よろしいですか。はい、それではこの承認につきましては決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、報告第21号大野郡5町2村合併協議会議会議員定数等検討小委員会の協議報告について報告をお願いしたいと思います。最初に小委員会の委員長であります緒方町議会議長の伊藤議長さんにご報告をお願いしたいと思います。この後また事務局の方から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

伊藤委員長（議会議員定数等検討小委員会委員長・緒方町議会議長）

皆さんこんにちは。資料の7ページから20ページに協議会の内容等を付した資料が載せております。21ページから23ページまでは議員定数に関する参考資料をつけてあります。ご覧ください。ただ今ご紹介いただきました議員定数等検討小委員会の委員長を仰せつかっております緒方町議会議長の伊藤憲義でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本小委員会につきましては、昨年12月25日に開催されました第6回の合併協議会におきまして小委員会を設置しまして、調査、検討することが承認されました。その際、本小委員会は協議会委員のうち、各町村の議会議長ならびに新市まちづくり委員長の14名で構成をすることになりました。その後、本年1月9日に第1回目の小委員会を開催し、

委員の互選により、委員長に私、そして副委員長に清川村新市まちづくり委員長の衛藤康晴さんが選任され、計6回にわたる協議を重ねてまいった次第です。

本小委員会の付託事項につきましては、大きく分けて2つございます。1つは合併特例法を使わずに設置選挙を行うこと、もう1つは、合併特例法の定数または在任適用の選択です。この2点について調査、調整を行うことにありました。

小委員会の協議の結果は、第1に現在の社会情勢及び財政状況ならびに合併の効果影響等を考慮し、定数特例を適用、選挙区制を採用する。第2に選挙区の設置については設置選挙に限る。第3に特例措置後に行われる一般選挙により選出される新市の議員定数は地方自治法に定められている上限の26人とする内容でありました。ただし、定数特例の人数については、議論の過程ではいろいろな案がありましたが、最終的には法定定数26人を人口割りで四捨五入した27人とする三重町案と、26人を人口割りで切り上げた29人に平等割りの各町村1人ずつの7人を加えた36人とする清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町案の2案から一本化できずに、議論が平行線をたどったわけでございます。また、定数特例の結論が見出せない以上、別の選択肢として在任特例適用の意見があったことも付け加えておきます。

委員長としては、政治的な決断や、互譲と共存共栄の精神で歩み寄りの努力を委員に求めたわけでございますが、全会一致の結論を見出すことができず、委員全員の総意で小委員会を終結し、議論の場を協議会に移して、この問題を解決していくという結論に達しました。小委員会に付託された事項につきましては、全会一致の報告とすることができなかったことについては、誠に遺憾であり、小委員会委員全員がその責任を痛感しているところであります。

今後につきましては、合併協議会において大野郡5町2村が合併の意義を十分踏まえ、新市建設に向けて、禍根を残すことの無いように最大限の努力をすることをお願い申し上げ、議員定数等小委員会の報告とします。なお、詳細な報告内容については事務局より申し上げますのでよろしくお願いいたします。

芦刈会長

はい、どうもありがとうございました。じゃあ事務局の方よろしくお願いいたします。

事務局(総務部会 佐保)

はい、こんにちは。事務局総務部会佐保と申します。よろしくお願い申し上げます。ただ今、小委員会の伊藤委員長の方から報告があったわけでございますけれども、補足をする意味で少し詳しくご説明申し上げたいというふうに思います。

お手元の資料の8ページをお開きいただきたいというふうに思います。8ページでございますけれども、この報告の根拠につきましては、委員長が小委員会の協議経過及び結果について小委員会規約第12条に定める町村長連絡会において報告するものという規定がございます。先般4月19日この町村長連絡会におきまして、本日の報告する内容につきまして報告したところでございます。従って4月19日付けということになります。8ページの経過の部分でございますけれども、特徴的な部分だけご説明をしておきたいと思っております。経過の中で3点にわたってこの協議会の主な協議の内容ということを示しています。1点

目は地方自治法第91条に関する事、それから市町村の合併の特例に関する法律、この中には第6条の定数特例と第7条の在任特例がございますということでもあります。

それから、2点目に公職選挙法の部分について触れております。第15条につきましては条例で選挙区を設置することができるということもございます。それから公職選挙法の施行例、選挙区ごとの定数についても、これにつきましては市町村合併とか特別な事例の場合につきましては、人口に比例しないで、その定数を定めることができる部分でございます。それから3点目については大野郡5町2村の議員の状況、さらに全国的な合併先進市町村の取扱い、さらに大分県下の議会議員定数が協議会でどうなっているか、この辺の部分も小委員会の中で資料として提出をし、検討を加えたところです。

協議結果については先ほど小委員会の委員長が申し上げました部分と重複致しますけれども、現在の社会情勢及び財政状況ならびに合併の効果影響等を考慮し、特例法第6条、これは定数に関する特例でございます。ここを適用して27人(三重町)または36人(三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町)とする。ただし、この第6条については結論が見出せない以上、別の選択肢として第7条の在任に関する特例を適用する少数意見(大野町、千歳村)があったことをご報告致します。

それから(2)に選挙区の設置についてでございますけれども、これは先ほども公選法の中で触れられておる部分でございます。町村ごとの定数についてでございますけれども、27人の場合は(三重町11人、清川村2人、緒方町4人、朝地町2人、大野町3人、千歳村2人、犬飼町3人)とし、36人の場合は(三重町12人、清川村3人、緒方町5人、朝地町4人、大野町5人、千歳村3人、犬飼町4人)とするということでございます。なお、選挙区の設置については最初の設置選挙に限るということで小委員会では結論が出ております。併せて3点目でありまして、設置選挙の後で行われる一般議員の選挙の議員の定数でございますけれども、これは自治法の第91条第2項第5号に定める上限数の26人というものでこの部分も結論をみているところでございます。報告内容につきましてはこの1ページで、9ページ以降につきましては、参考資料ということでございます。

9ページをお開きいただきたいと思いますが、委員の構成を1番につけています。それから2番目に小委員会の開催状況ということで第1回が16年の1月9日それと第6回が平成16年の3月31日ということでございます。それぞれ出席者数、傍聴者の数こういったことも示してございます。それから小委員会それぞれの小委員会の概要報告でございますけれども、これは次の11ページから17ページにかけて示しております。それぞれの小委員会の断面でさまざまな定数に関するご意見が出ており、そしてその経過について詳しく示しております。

次に報告に係る定数特例の根拠についてでありますけれども、三重町案26人につきましては、26人が四捨五入、人口のみで定めるということで、記してございます。平等割りはそのようなことで、ないということでございます。それから三重町を除く町村案については、法定数26人の切り上げ29人にプラス各町村平等割りで1名ずつ加えるということ、ここに記した通りでございます。今度のデータにつきましては人口割りの部分については平成12年度国勢調査人口を使っております。それから9ページの右の方にそれぞれ26人に人口の構成比を乗じて四捨五入をする部分と切り上げをする部分2つを示しております。

次に10ページでございますけれども、報告にかかる定数特例に関する主な意見というの

をそれぞれ示しております。ここをご紹介申し上げたいと思います。定数特例 27 人案につきましては、1 点目、合併はなぜするのかという基本的な考え方を整理する必要がある。三重町が 27 人にこだわるのは、新市の財政状態が極めて厳しいものになると予想されるからで、住民の理解が得られるような結論が必要だと考える。2 点目、平等割りを加えて試算すれば議員一人当たりの人口に関係町村間で大きな格差が生じることになる。また、小数点以下の端数についても切り上げをすることで格差が生じる。このようなことから人口割りのみ 27 人がもっとも民主的だと考える。3 点目、新市のまちづくりは議員だけが行うものではなく、住民が主体となって行うものである。住民の声を吸い上げるのは自治体やモニター等でそうしたものを生かして最終的に決定していくのが議会の役割である。こういうご意見であります。

それから定数特例 36 人案のご意見でございますが、1 点目、合併当初は、協議事項も多く関係町村の住民の意向が反映された議会運営が望ましい。そういう意味からも法定数 26 人でなく周辺の町村に配慮した定数が望ましい。2 点目、新市発足後の 4 年間は基礎づくりの大切な時期であることから、大野郡 5 町 2 村から議員を出す定数特例が望ましい。またその人数については、最低でも 1 町村に 3 人は必要だと考える。3 点目、住民の不安を取り除くために急激な激変緩和的な措置として、特例措置が設けられた意義を十分理解する必要があります。ただ単に人口比較だけでなく、対等合併の立場から言っても周辺町村の合併による影響を十分考慮した人口割りプラス平等割りの定数が望ましい、ということでございます。

それから在任特例に関するところでございますが、定数特例の結論が委員会として見出せない以上、別の選択として短期間、6 カ月もしくは 1 年ということでございますが、この在任特例を適用し、その後一般選挙を施行すべきである。ただし、この間の議員報酬については、関係町村の低位の報酬に合わせるべきである。その理由については、合併当初は関係町村の隅々まで住民の意見を聞く必要があるためである、ということでございます。さらに 印として、小委員会の計 6 回の議論の中では、議員 92 人の議会が実際機能するのかという問題と議場設備等の問題、さらに住民の理解が財政面から見た場合に得られるかという問題で、在任特例ではなく定数特例に議論が落ち着いた経緯があったことを併せて付け加えておきたいということでもあります。

11 ページからは先ほど申し上げました、それぞれの小委員会毎の概要報告書でございます。それから 18 ページ、19 ページ、20 ページにつきましては、ただ今、冒頭の項目の中で出てまいります法令の内容でございます。さらに 21 ページから 3 枚 A 3 の資料をお付けいたしております。清川村である今日の協議会でこの資料をぜひ提出する必要があるということで先般の町村長連絡会の方で指摘がございましたので、お付けをいたしました。

21 ページにつきましては、昨年議員定数の問題について協議会の方で提案をした資料と同様でございます。それぞれ町村ごとの議員さんの実情、任期の状況それから特例法を含む下の方にはこれまでの協議会で確認をされた部分の経緯を記してございます。

22 ページにつきましては先ほどの先進事例の部分を申し上げましたけども、先進事例を左の上の方から付けております。さぬき市、あさぎり町、南アルプス市、東かがわ市、それから最近、16 年 3 月 31 日に合併を致しました西予市というところをつけてございます。

それから大分県下の状況等につきまして 23 ページの方に記してございます。この分につ

いては目を通していただきたいと思います。

それから議論の過程の中で財政の問題が出てまいりました。この部分も議員定数を審議する、協議する上では必要不可欠で本協議会の方に資料として提出をとということで、指示がございましたのでお付けいたしております。22 ページの左下の方の部分でございますけれども、議員報酬財政効果試算表というものでございます。これにつきましては、議論の過程がございましたから、合併後の4年間ということで試算を致しております。現行では92人の4年間ということで15億6,000万というような数字が出ています。次に定数特例27人報酬については三重町、千歳村、竹田市、これについては竹田市が類似団体でしかも大分県内では一番低位な報酬ということでございますけれども、この部分で試算を致しております。

次に定数特例36人の4年間ということで同じく三重町、千歳村、竹田市ということで試算を致しております。それから在任特例92人で6カ月間、そしてその残された3年6カ月の負担については26人の定数で、しかも竹田市の報酬であるという設定で試算を致しております。併せて在任特例92人の場合の1年間いった場合、残された3年間は26人の竹田市の報酬額でいくと、この合計10パターンをお示ししております。この結果につきましてはそれぞれ財政効果の大きいところから、いわゆる経費が少ない順番に右の方に番号を付しているということでございます。

それから右の方ではただ今申し上げました、小委員会報告の内容を盛り込まれたものを載せてございます。それから下の方には小委員会で使用致しました協議のフローにつきまして、資料としてお付けをいたしております。

以上、小委員会の正式な報告の部分と、それからこれまでの議論の過程で出された意見、こういったものを中心にしながら事務局からの報告を終わらせていただきたいと思えます。よろしく願います。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。ただ今、報告の第21号につきまして小委員会の伊藤委員長さん、それから事務局の佐保さんの方から報告説明がございましたが、このことにつきまして、何か報告があった内容につきまして質問がございましたらお受けしたいと思います。はい、どうぞ。

羽田野委員（朝地町長）

朝地の羽田野でございます。この議員定数の問題で小委員会の委員さんの皆様方にはこれまで議論を何回もなく繰り返されたご努力に対して心から敬意と感謝を申し上げたいと思えます。結果として議論がまとまらなかったということに対しては、私の方としては悲壮感あるいは寂しさというのを抱いておると思っております。これまでの議論の経過を踏まえて今、若干内容を聞かせていただきましたが、さらに2、3聞かせていただきたい。当然、今日は結論は出らないと思えますが、その議論の経過を踏まえて各町村で議論をしたいと思いますので、そういう意味で私ども町村長はこの議論の中に入っておりませんので、そこら辺の内容について一応確認をさせていただきたいと思えます。

特に協議会の確認事項であります、議員定数についてはこの協議会の中でも定数特例を

採用し選挙区を設けるということについては全会一致で前の協議会で確認をされたというふうに思っております。従って、小委員会では、それについてどういうふうにするかということでの議論をされてきたということではありますが、私ども報告でもありますようにやはり今回の合併というのは非常に不安に思っております。特に私ども小さい町村では議員定数がどれくらいになるのか、そのことによって自分たちの町の住民サービス等どうなるかというふうな不安があるわけです。ですから、そうしますと、町民としては、代表する議員さんが何人になるんだろうかということについては非常に関心を持っていると同時に、できるだけ多くというふうに思っておるのが実情であろうというふうに思います。

ただ私の方としては、合併ということを考えたときには何名ならいいか、多い方がいいということではなくて最低限なんぼが必要かということ、やはり私は、最低3名は必要ではなかろうかと私自身は思っておるわけでありまして。この最低3名の基準でありますし、いろんな協議会等の中ではやはり3名というのが普通基準的に決まっておると思われ、それが社会一般常識であろうと思われ、通念上では3名というのが1つの基本原則ではないかなと思われ。

特に合併特例法の中でいろいろ決められておりますが、その立法の趣旨というのを、そういう厳しい時期でありますから定数以外に定数特例というのを設けて、そういう不安を解消しようというのがこの立法の趣旨だろうというふうに思われ。従って26名で最初からいくというのは、これは基本であろうというふうに思われ、1期だけについては最低3名、少ない町村にとっては3名、やっぱりほしいなあというのはやはり各町村、小さい町村の要望じゃあなかろうかというふうに思われ。

私ども、先般大野郡の町村長会で山梨県の狭北地域というところに研修に行きました。この合併問題で、そこはちょうど大野郡と同じで8町村で構成をしておりましたが、1町村が合併をしないということで7町村ということ、人数も7町村で合併をしますと44,000人ということありますから、ちょうどこの大野郡と同じような地域であります。そこで特に議員定数について話を聞いたわけですが、その時説明を受けたのは、一番大きな町村の方からやはり合併というのは非常に厳しい状況にあると。特に小さい町村に配慮するためには最低3名は必要であるということの中で最低3名を基準に議員定数が決まり、そしてそのことによって合併が進んでいく中で、今年の11月1日をもって北杜市として成立をするという話を聞いたわけでありまして。私はその話を聞いた時、非常にわが意を得たりと思われ、特にこの大野郡も合併協、前回の申し合わせ事項によりまして、共存共栄互譲の精神ということでありますから、私はそういう配慮というのは、これは申し合わせ事項による共存共栄と互譲の精神にマッチしたことはないかなというふうに、わが意を得たりというふうに思ったところであります。

私ども大野郡5町2村にとりまして、やはりその互譲の共栄そして共栄の精神の中にいくとすれば、やはりお互いの配慮というのがあってこそ、初めて事が成り立っていくのではないかなというふうに思われ。それと同時に3名を超えることが、3名要求することが本当に法外な不当な要求であるかということ、そこら辺をもうひとつ確認をしておきたいと思われ。

これを見ますと、10ページでは、合併はなぜするのかという基本的な考え方を整理する必要がある。三重町が27人にこだわるのは、新市の財政状態が極めて厳しいものになると

予想されるからで、住民の理解が得られるというようなことでございますが、そうしますと例えば先ほど説明がありましたように 22 ページの比較を見たときに、特にこの合併後の議員定数については各町村とも類似団体を参考にすることがお互い確認されておるわけでございます。そうしますとここで見ますと、類似団体というのは竹田市ということであろうということで挙げておりますが、竹田市の 27 人の 4 年間の報酬額は 6 億 4100 万であります。これは当然そういうことであると、それを 36 名適用すれば 8 億 5300 万というのも当然だと思います。

そのときにこの議論の中で小委員会の議論の中でやはり財政状況は厳しい。そして今度合併するということになりますと、共存共栄互譲の精神ということで配慮したということになるとすれば、例えば、三重町の報酬額が 6 億 6400 万、その差額というのは 2300 万であると思います。この 2300 万というのは 4 年間でありますから、平均しますと 600 万ですから、これは、私は今の合併の第一に考えたときには、許容できる範囲内じゃなかろうかと。そのことによって財政が圧迫するということにはならないのではなかろうかという気がしてなりません。従って、そこら辺のところまで十分に議論されたのかどうか、そのことだけ私どもとしては確認をしながら、町村に持ち帰って対応していきたいなと思っております。

それから 10 ページに返っていただいて、格差が生じるということに対しての記載があるのですが、これも当然あくまでも人口に比例して決めるというのは法律で決まっておりますが、しかし特例法ではそれは人口にとらわれなくてもいいですよというような特例があるということは、そういう厳しい状況であるからこそ、そこら辺はある程度そういうことを配慮しながら、そこら辺の余裕をみてもいいんじゃないかということが立法の趣旨じゃないかというふうに思いますので、格差を生じるのはこれは当然だと思います。それは当然でない、悪いということになれば、それは法律通りに人口比例でいけばいいんですが、こういう厳しい状況であるからこそそういう特例措置を設けて、こういうひとつの立法が出ておるわけですが、そこら辺がどういうふうに議論されたのかなというふうに思います。要は、私は最低 3 名ということの要求は本当に不毛不当の要求であるとするれば、これはどうかと思いますが、私としてはそういうふうには思わないわけです。そこら辺をどういうふうにお互いすべて議論されたのかということをお聞きしたいというふうに思っております。

これまでも私どもとしては、大野郡はひとつということの中で、それぞれ各町村が切磋琢磨しながらまちづくりをしております。そうして今度合併をすれば、同じひとつの市の市民になるわけです。その市民がやっぱり幸福、幸せであるということであれば、多少そこら辺はお互いの疑義があろうと思いますが、ある程度互譲の精神、共存共栄の精神の中で譲り合うところについては譲り合っていたらいいなというのは私の意見であります。そこら辺を含めてさっき申しましたが、3 名が本当に不当な要求であるかどうか、あるいはそのことによって財政を圧迫するとすれば、先ほど申しましたように、類似団体であります竹田市とするのではなくて、大野郡の 5 町 2 村で一番高い三重町にあわせるのか、あるいは平均の値を採るのかということまで議論されたのか、そこら辺もひとつ私の方としては確認をしておく必要があると。そのことを持ち帰って各町村でも議論する必要があるということを含めて、いずれにしても新しいまちづくりでありますから、それぞれ

の町村が不安のないように本当にまちづくりができるように体制をお互いの考慮の中でやって新しいまちづくりをしていくという抱負の中での議論が今後とも進められればありがたいと思っておるところであります。

以上、意見を申し上げさせていただいて先ほど申しました3人というのが本当に不当な意見であるかどうか、あるいは財政的に厳しいのであればそこら辺の議論がされたのか、そこら辺も含めて若干お尋ねしておきたいと思えます。以上です。

芦刈会長

はい、今、朝地の長さんから最終的に2つの質問ということで出されましたが、その他の委員さんから今の委員長報告、それから事務局の報告の中での質問がありましたらお受けします。ありませんか。はい、それでは委員長。

伊藤委員長

朝地の町長さんから質問がありました、特に3人の件につきましては、委員会の中では、もう最初は3人よりも4人、5人ほしいという小さい町村からの意見がございました。

しかし、今の財政状況等いろいろ考えた時には、最終的にはやはり最低3人という議論が、最初の日はこれで終始したわけであります。

ですから何とか皆さんの意見をまとめたいという思いでありましたけれども、どうしてもそのことがかかないませんでした。ただ27人の分については財政状況あるいは平等性等々の意見の中から、27人が適当であるという意見がありました。

ご承知のように、報酬の資料が当初から論議されていればよかったのですが、報酬の資料は出さずに、最初から定数のことだけを論議してまいりました。

最終に至って報酬の話が出てきたわけではありますが、最終的に報酬がこのくらいであるとか、突っ込んだ論議はされておられません。

ですから定数の部分で終始意見の平行があったわけであります。意見をまとめてありますけども、36人の中で新市後の4年間は基礎づくりの大切な時期であることから、大野郡5町2村から議員を出す定数特例が望ましい、またその人数については最低でも1町村に3人は必要だと考える。このことが終始論議されていたわけであります。

いずれにしても、われわれは責任を感じるころが大でありますから、非常に残念であったと町村長の皆さんに、また大野郡の住民の皆さんに結論を見出せなかったことについては、お詫びを申し上げたいと思えます。後の資料の内容につきましては事務局の方からお願いを致します。

赤嶺事務局長

今の委員長からの報告で事務局からは特にありません。

芦刈会長

はい、今、委員長から報告がありましたけれども。はい、どうぞ。

羽田野委員（朝地町長）

とすれば、報酬のことについては最後に話をされたということで、突っ込んだ話をされ

てないということになりますと、例えば小委員会でもう一度議論をしてくれと返したときにはその議論ができるのか。そこら辺はどうでしょう。先ほど具体的な話をしましたように、例えば15ページの見ていただくと、議員報酬に関する考え方というのは全町村とも類似団体の報酬を参考にしてというのを書いている。これはもう共通だと思います。そこで例えば、1カ所でも三重町の報酬にあわせるとか、これは5町2村の平均を採るとかいうことで出ているとすれば、これは今、議論をするのではないかなと思うのですが、これを見ていますと議員の報酬に関する考え方については、全団体が類似団体をとということで類似団体ということは、今、示しています一番近い竹田市ということを出しているわけですから、竹田市の額を見たときに比較したときに、それではこれは高すぎるということになれば、それを三重町の最高額にもっていくとか、あるいは大野郡の中央値でいった方がいいとか、そういうところで、財政的な不安を取り除くとか、そこら辺の話はできるのかどうかですね。もうそれもできないということになれば別ですが、私はそういうひとつの議論をしてないということになりますと、小委員会ではそこら辺をなお一層議論していただくことによって結論ができればありがたいかなと思っております。以上です。

芦刈会長

朝地の町長さんからそのようなご意見でございますが、ここで私の方から先ほど事務局から申しあげましたように、町村長連絡会で報告をするということになっておりますので、報告を受けた経緯につきまして、そして町村長で協議をした内容について申し上げたいと思っております。

4月19日に町村長連絡会で先ほど委員長さんから報告がありましたが、そのような内容の報告を受けました。

その中で町村長として報告を受けた内容につきまして、協議の結果、このことにつきまして本日の協議会で即協議ということではなくて、もう一度協議をいただいた方がいいんじゃないだろうという意見が出ております。

その中で協議の方法を含めて協議会で議論を持ち帰って各町村のまちづくり委員会あるいは特別委員会等でご協議をいただいた方がいいんじゃないかなという意見になりました。

その中で協議の方法としまして今、最後に朝地の町長から出されました、今の小委員会の中で継続協議をすることができないのであろうかと。できることについても一緒に協議をしたらどうだろうか。今の小委員会で継続を、せっかく6回にわたって協議をいただいたわけですから、大変ご苦勞ではあります、続けてご協議をいただくことができるのではないかなというような協議、それからこの最初の小委員会の意向としては、委員長さんからの報告でございましたように、協議会の中でこの結論を出してほしいということでしたが、即協議会として結論を出す。あるいは町村長で案を作って協議会を諮るといような町村長で意見が出されております。

従いまして、それらのことから今ひとつの的を絞るといいますか、方法論についても的を絞るといいますか、それらのことから今の小委員会で継続してできることの協議はできないだろうか、協議をいただくことはどうでしょうかというようなことでございます。はい、どうぞ。

羽田野委員（朝地町長）

会長がおっしゃったこと、それでいいと思うのですが、今日正式な報告を聞きましてそこら辺が若干引っ掛かったものであえて質問させていただいたのですが、それはあくまでも協議会に任せると、今後については各町村に持ち帰る、これは結構だと思うのでそういう方法でいいと思いますが、先ほど申しましたようにそういう報酬のことを議論されてないひとつの事の中でこっちは持ち帰る話になるわけでそこら辺はいいのですかと念押しをしておるわけでありまして、あえて私どもの町村長連絡会でなぜそれを覆すのじゃなくてそういうことを含めて、それでは各町村議論しましょうよということで、私は確認とりたいということで質問させていただいたわけです。

決して私は町村長連絡会で決めたことについて異議を申し上げているつもりはありませんので、そこら辺はご理解願いたいと思います。

それと協議会に挙げるということは、この協議会の中で3名のうち2名が議論したが決まらなかったと。そうしますと残るのは町村長でありますから、やはり町村長としては最終的に政治責任の中で政治判断しなきゃいかんのかなと私は思っております。そこら辺を含めてその方向を出してもいいのかということをお互い確認をしていく中であるのか、あるいは先ほど各町村に持って帰ってなお一層これは小委員会をした方がいいのかということを含めて、また議論をする必要があるかと思います。ひとつの議論のたたき台としてそこら辺を確認しておいていただければいいというふうに思います。よろしく願いいたします。

芦刈会長

はい、朝地の町長からありましたように町村長連絡会で結論をと言いますか、協議の内容再度申し上げますと、今の小委員会の中で継続していただきたいということがひとつの協議、それから協議会で議論をするということと町村長で作って協議会におくかという、このようなことが考えられるということでございます。小委員会の意向としては先ほど委員長が申しあげましたように、協議会で結論を出してほしいということでございますが、これらを含めまして、定数問題につきましては総合的に各町村が持ち帰って議論をいただきまして、次の協議会で協議をすることによろしいでしょうか。そのことをお諮りいたします。

伊藤委員長、先ほど朝地の町長から意見が出されました小委員会にお返しして議論ができるのでしょうかということのお答えをいただければ。

協議をするために、2時35分まで休憩を致します。

（休憩）

芦刈会長

はい、それでは協議を再開致します。休憩中に小委員会が開かれたわけでありまして、その結果につきまして、委員長の方から報告を申し上げます。

伊藤委員長

休憩をいただいて小委員会の連絡会ということでお話をさせていただきました。先ほど朝地町長さんからお話がありましたように、小委員会への差し戻しが許されるのかという

ことで、小委員会としては、6回の中でかなり論議をされました。特に第5回につきましては2つの町村の議長さんから政治生命をかけてもいいから、われわれは1人減をやってもいいというようなお話もありました。そういった話の中で、論議を尽くされたわけでありす。

ですから先般の報告を取り決める中でもうこれを最終報告として、協議会の場でできれば協議を願いたいということでありました。そのことを先ほど確認をしたところであります。以上、報告致します。

芦刈会長

はい、それでは事務局の方から。

事務局（総務部会 佐保）

はい、事務局から全体の補足の説明を申し上げたいと思いますけれど、先ほど報酬の部分で類似団体のお話が出たというふうに思いますけれども、試算で採用しております竹田市につきましては、類団ではございません。類団につきましては人口規模あるいは産業規模で区分がございまして、ここでは竹田市はそういうことから5町2村の類似団体ではないということを訂正しておきたいと思います。

それから議論の過程の中で報酬の部分について小委員会の全般の部分で議論をしたわけでありすけれども、すべてが類似団体の資料を参考にといい議論ではありませんで、特に15ページに書いていますけれども、大野町さんについては類似団体を参考にするのが望ましいけれども、できれば三重町の報酬でもよろしいのではないかといいふうなご意見がございました。さらに千歳村については類似団体を参考にするまでもなく、低く抑えた方がいいといいご意見を15ページの大野町、千歳村の部分で整理していることを併せてご説明させていただきたいと思いいます。以上でございす。

芦刈会長

はい、ありがとうございます。先ほど小委員会の委員長であります伊藤議長さんから今後については協議会の場でいいこと、小委員会で決定されたところ、ございす、この協議会の場でご確認をいただきたいと思いいますが、この協議につきましては、今後協議会で協議をするといい確認をしたいと思いいますが、挙手をお願いいたしす。

この協議会で確認をするといいこと、はい、挙手全員であります。

従いまして、議員定数につきましてはこの協議会で協議をさせていただきます。今、決定をいただいたわけですが、この議員定数につきましては次回の協議会で協議をさせていただきますが、よろしゅうございすか。はい、よろしくお願いいたしす。ありがとうございました。

それでは続きまして、協議に入らせていただきます。新規協議でございす、前回の4月8日第13回で新規に提案を申し上げました11項目につきまして、ただ今から協議をさせていただきますが、全協議とも前回詳細な説明を申し上げておりますが、事務局からポイントのみの説明を申し上げます。最初に協議第49号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」について議題と致しす。事務局お願いしす。

事務局（産業部会 和田）

産業部会担当の和田と申します。よろしくお願いいたします。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてポイントの説明をさせていただきます。まず1点目と致しまして、新市の一体性の確保の観点から農業委員会は1つとして、定数については法定定数の30名とします。30名の根拠と致しましては、農業委員会等に関する法律施行例第2条に選挙による委員の定数の基準に定められている30名以下であります。現在の委員数が79名であるということを考え、上限の30名と致しました。

委員につきましては、新設合併の場合、在任特例と設置選挙どちらかの方法になりますが、在任特例は採用せずに設置選挙を行うということにいたしました。なお、設置選挙の方法につきましては、合併後50日以内のできるだけ早い機会に選挙区を設けて行うこととし、合併後最初の選挙のみ選挙区を設けて行うということでございます。以上ポイントの説明を致します。ご協議をよろしくお願いいたします。

芦刈会長

はい、ただ今、協議第49号につきましてポイントの説明を申し上げましたが、意見等がございましたら。

若松委員（犬飼町議会議長）

犬飼町の若松と申します。協議第49号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」についてというようなことで、前提案で私の町でもですね、町執行部の企画会議、ならびに町議会の特別委員会そして新市まちづくり委員会で、皆さんご案内のように大野郡5町2村ほとんどの町村がやはり農業が基幹産業であると。21世紀の夢と希望に満ちた農業を実現するためには農業委員のおかれていた立場、また重要性ということをかんがみて慎重な上にも慎重に審議をさせていただきました。

その中でただ今、事務局の方から提案されました、新市において大野郡5町2村を区域とした農業委員会をひとつ設置するというについては原案通り、大変よかろうと。そして2番目の農業委員会の公選による委員の定数については、30名とすると。これ今の79名から30名と上限いっぱいということでございまして、先ほど申し上げましたように、農業は非常に重要なことだということをお察すれば、これはこれでいいのではないかという論議が出されました。

次の3でございますけれども、ここで犬飼町としては、ひとつぜひとも要望じゃなくて修正案というようなことでお願いをしたいと。今から申し上げますので、事務局の方で整理をして皆さん方にお分かりをしていただきたいと思います。まず49号のですね、農業委員会委員の選出方法については、「合併後最初の選挙に限り、選挙区制を導入する」とありますが、それを、「最初の選挙に限り」を削除していただきたいと思います。そしてですね、ただしのただし書きがありますね。「ただし、選挙区の定数については、定数30名のうち14名を均等割りとし、各町村に2名割り当て、残り16名を、農地面積割りにより、算出されたものの合計とする。」ということをして、「最初の選挙に限り」を削除し、ただし書きの後ろに「最初の選挙に限り」を挿入していただきたいと思います。早く言えば、農業委員さんについては、あくまで、よう考えてみてください。犬飼の農業委員が農地の流動化とか農地間の紛争とかを、緒方の先までいっ

清田委員（大野町議会議長）

大野町ですけれども、大野町と致しましては議会ですが、原案に賛成でございます。

農業委員会の役割、議論につきましては、農業の衰退する中において見直すべき点もございますけれども、この役割を十分果たすような機能が必要である。新しい市をつくるわけですから、地域の特性ということは、これは言うまでもないことではありますが、その地域にこだわった運用が果たして新しいまちづくりの根幹としてずっと生きていくのかどうかそういう考えがございます。だから新しい市の農業委員というところが私は必要ではないかと。それは先々になります。今回の設置する段階においてはいろいろ協議もあるかもしれませんが、そういう捉えが大事ではないかなということで、大野町と致しましては一応原案に賛成を致しておることになっております。

芦刈会長

はい、その他ございませんか、犬飼町からは修正案をとということで、三重町からはもう少し議論する必要があるということで、土地の移動が多いということで、資料が必要であるということで、継続協議とさせていただきたいと。大野町さんからは原案に賛成であるというような意見が出されております。ちょっとここで協議のために5分間休憩をさせていただきます。

（休憩）

はい、協議を再開させていただきたいと思っております。ただ今、犬飼町さんから申し上げましたように選挙区を設置してもらいたい、それから三重町から土地の移動が多いということで継続しようということを出しておりますし、大野町さんから原案ということですが、あとそれぞれの町村の方、犬飼町それから三重町の方に意見を聞かれまして何かご意見があればいただきたいというふうに思っております。清川村さん。

森委員（清川村長）

まちづくり委員会ではですね、原案賛成であります。ただ委員さんの中の意見として、少数意見といいますか、1人の意見でありますけれども、犬飼さんの意見いわゆる選挙区制の設定をしてほしい、次回からも。そうしないと農業が目減りし行き届かないというご意見はありました。委員会としてはこの均等割り制に賛成ということです。

芦刈会長

はい、緒方町さん

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員長）

はい、緒方町ではですね、この三重町さんから出ました、均等割廃止というところを農業面積、それから農家戸数割りということをおっしゃいました。農家戸数割りだけじゃなくて、加えるならばこの農業生産高。というのは理由として、庭先で少し農業をしているというのと、命を懸けて農業をしているというのでは、その差はやっぱりこれは大きいと思います。そういう面で本当にその地域の農業に対する情熱、これがあるかどうか、これも大事ではなからうかというふうに思っております。そのことを加えていただきたいと思います。

います。

芦刈会長

生産高ということを加えるという修正ですか。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員長）

はい、そうです。三重町さんの意見に対してですね、戸数割り、それから農地面積割り、それから生産高割りということを加えてくださいと言っておるのです。

芦刈会長

三重町の意見に対してですね。はい、朝地町さん。

森委員（朝地町新市まちづくり委員長）

朝地町のまちづくり委員会の方で協議しましたが、原案に対して特に異論はございません。確認されております。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。千歳村さん。

宮成委員（千歳村新市まちづくり委員長）

千歳村もまちづくり委員会では原案通りということで、いただいております。

芦刈会長

はい、以上のような意見でございますが、三重町からは継続、犬飼町からは修正ということでございますが、これにつきましては、一応持ち帰りをいただいて継続協議ということにさせていただきたいと思うわけでございますが、いかがでしょうか。

委員

異議なし。

芦刈会長

よろしゅうございますか。はい。

若松委員（犬飼町議会議長）

これだけ、農業委員会委員の定数とそれから選出の方法と任期等々については非常にですね、重要な問題であるんですね。これは皆さん分かっておると思いますけども、やはり農業というのは7カ町村の基幹産業ですから、これが21世紀に向けて本当に夢と希望のある、もつかる自然環境に優しい農業になるかどうかという一番瀬戸際ですから、私は各町村に持ち帰っていただいて、十二分に協議していただくと。

私は農家戸数、それから農業面積等々によって将来的には、そりゃあもう犬飼だけじゃ

ない、また千歳だけじゃない、三重町だけではない、全体的な農業に将来的にはなると思いますが、まず今はですね、合併した当座はですね、やはりそれぞれの町村の実情、状況、いろいろ違うんですから、やはり2、3回の間は農家戸数なり、2回目の選挙からは農家戸数なり、やはり農地面積そのようなものを勘案しながら、犬飼だけが選挙区でできるんなら選挙区を2つ、3つ分けてですね、やはりその実情に詳しい人が農業委員さんになっていただいて、今までの農業振興、発展、飛躍のために頑張っていたとこの観点から、特に犬飼町全体の意見として、これは三者協議をやっております。3時間も4時間もその中でこれはひとつ修正をお願いしようというようなことでございますから、ぜひとも各町村の委員さんはですね、十二分に協議していただいて、この次は修正案に皆さんそろって賛成をしていただきますことを特にお願いを申し上げます、私の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

芦刈会長

はい、どうぞ。

羽田野（朝地町長）

持ち帰りは結構ですが、ただ私ども心配しますのは、この原案が挙がってきたというのは、事務局だけがでなくて、農業委員会長も含めて相当議論してきたと思います。やっぱり農業委員会長のひとつのそういうたたき台を含めた中での状況でありますから、やはり議論する場合には農業委員会もいろいろ議論しなきゃならんし、私のところは農業委員会長がまちづくり委員に入っておりますが、これでいいということでありますから、そこら辺やっぱり各町村農業委員会の会長さんあるいは委員さんなどがやっぱり十分な意見を反映させてこの場に来てほしいと思います。以上です。

芦刈会長

はい、今、朝地町からそういう意見が出ましたが、その他ございませんか。はい、どうぞ。

生野（三重町議会議長）

先ほども申しましたけれども、均等割りを導入する根拠というのが事務局用意できますか。

赤嶺事務局長

お尋ねですが、具体的な資料というのはどういったものを指すのか、これが分かれば。

芦刈会長

はい、どうぞ。

生野（三重町議会議長）

ですから、なぜ均等に割らなければならないか、先ほど三重町が言いましたように三重

町のように土地を移動するところは、非常にやはり農業委員さんも必要である。ですから均等割りではなくして、面積割りまたは農家戸数割りというような形の中で三重町は配分していただきたいということを述べておりましたので。

事務局（産業部会 和田）

均等割りというふうに経緯ということにつきましては、資料の方にもありますけれども、均等割りを入れているところと入れてないところとありますが、資料の7ページ、8ページ、7ページには均等割りを入れている案を、農地面積で割ったものと戸数で割ったものをつけております。7ページの左側には農地面積、農家戸数のことを載せております。8ページの資料につきましては単純に農地面積で30名を割ったもので、4番目として農家戸数割りで算出したところというふうな算出方法によって算出された人数を計算されております。

均等割りをなぜ採用するのかということですが、協議の経過の中で農業委員会会長会の中でも話をして均等割りの根拠としては、農業が基幹産業であるということと、あまり今の人数から極端に減ってしまうと、地域に不利益を被るのではないかというふうなことを加味して具体的といえるかどうか分かりませんが、一応協議の経過として最終的に農業委員会会長会の意見としては7ページの1番か2番の均等割りを採用した農地面積割り、または戸数割りで、提案をしてくれということでありました。

あとそれを受けまして産業部会の方で協議をした結果、農地面積割りの方が移動が少なく適性ではないかということによって均等割りとは農地面積割りで提案をさせていただいています。それ以外に具体的な根拠ということではありますが、今言った以外に具体的というのは、私は思いつきません。それとあと、先ほど緒方町さんが言われました生産高も考慮してもらいたいということではありますが、これは具体的にはどの生産ですか。米ですか？農業総生産？

芦刈会長

今、事務局からそれらの説明がございましたが、具体的な内容を見ていただいて、はい、どうぞ。

生野（三重町議会議長）

今、事務局から説明がございましたが、農業委員会長の説明はやはり今私どもが述べましたことを主張しましたが、6対1で押し切られたというような経過もあるそうでございます。そこもちょっと付け加えておきます。

芦刈会長

そのようなことでございますので、継続審議ということにさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員

異議なし。

芦刈会長

よございますか。はい、継続ということに賛成の方の挙手をお願いしたいと思いますが、挙手多数なようでございますが、はい、この件につきましては継続協議というふうにさせていただきたいと思っております。よろしくお願いを致します。

はい、それでは続きまして、協議第 57 号「使用料手数料の取扱い(その 2)」について、事務局をお願いします。

事務局（総務部会 佐保）

はい、総務部会佐保でございます。それでは、私の方から協議第 57 号「使用料、手数料等の取扱い(その 2)」についてポイントのご説明を申し上げたいと思っております。内容につきましてはその 1 で、もうすでにご説明致しておりますし、簡単に触れておきたいと思っております。

使用料、手数料については、条例に定められているということで、新設合併の場合にこれまでの取扱いに限るとなれば新たに条例を作る必要があります。それからまたこの使用料、手数料については住民間の負担の公平、住民側が不利益を被らないようにこういう観点も必要になってきます。原則として現行通りという調整方針を出してございますから、新市になれば市民が施設ごとの使用料の適用を受けるということとなります。それから施設によっては使用料を取ってないというところもございますので、この部分については、新市において適正な使用料のあり方、これについて検討していくということとなります。今回(その 2)ということで、産業部会それから手数料については建設部会の方で整理を致しております。以上の観点から調整方針につきましては 1 ページにお示しをしておる前回の(その 1)と同じであります。以上でございます。ご協議よろしくお願いいたします。以上です。

芦刈会長

はい、第 57 号につきまして意見等がございましたらお受けしたいと思っております。はい、どうぞ。

生野（三重町議会議長）

はい、協議第 57 号につきましては要望を付して原案通りでいいということでございます。この件につきましては、次のような要望がありますので要望を申し上げます。今回の資料では、施設の利用状況と年間の一般会計からの繰り出し額が記載されておらず、議論することが難しかったことです。協議第 57 号については(その 1)において同じ文言で確認しているので、原案に賛成することとしますが、もう少し具体的な資料を頂きたいと思っております。また施設等の維持管理に、年間どれくらい一般会計から繰り入れているのか、あまり繰入額が大きいものについては、休止や廃止をする方法など現行のまま移行しない方法で準備会において論議をしていただきたいと思います。以上です。

芦刈会長

はい、そのような要望がございまして原案に賛成ということでございますが。その他ご

ございませんか。はい、原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。はい、挙手全員であります。協議 57 号につきましては、決定をさせていただきます。

続きまして、協議第 58 号「公共的団体等取扱い(その2)」について、事務局お願いします。

事務局(総務部会 佐保)

説明に入ります前に 1 点だけ修正を申し上げたいというふうに思います。2 ページの産業部会関係のそれぞれの公共的団体を示しておりますが、9 番目に農村女性組織連絡協議会という組織が三重町以下大野町までございます。この団体につきまして、まちづくり委員会のご指摘がございまして、犬飼町のもこの組織が存在をするというふうなご指摘をいただいたところであります。事務局の調査が不十分であったことにお詫びを申し上げて、そこに農村女性組織連絡協議会という組織のご記入をよろしくお願いいたします。

そこで説明でございますけれども、合併特例法 16 条第 8 項には合併協議会関係市町村の区域内の公共的団体は、市町村の合併に際して合併町村の一体性の速やかな確立をするためにその整理、統合を図るように努めなければならない、こういうふうな義務規定が定められております。

そこで先般ご説明申し上げますけれども、公共的団体の位置付けでございますけれども、今回の協議会に臨むにあたって 1 つは町村が関与している団体、補助金の交付あるいは人的支援をものがございます。それから法令に基づき組織している団体、さらに市町村の事業に大きく関与している団体と、この 3 つで区分をしてまいったところでございます。

さらに今回、出してございますけれども、商工会の取扱いについては特に 1 つの町村を区域とすることが原則となっております。町村合併の場合はどういうふうに対処しているのかなということについては、1 つは合併町村の全域をカバーするための組織再編定款を変更するということですね。これが 1 つあります。それからさまざまな事情がございますから、新しい合併市の中にいくつか複数存在するというふうな事例がございます。60 年 7 月以降の商工会の統合が行われたのは 2 例のみだということで、こういう実情も報告されているところであります。

以上、考え方それから整理の方法、商工会の部分につきましては要望の方も出ておりますし、当分時間を要するというふうな部分になるのかなということで、先般お示しをしております 3 点の調整方針、2 番の方に関係していくかなというふうに思います。以上その部分も含めまして先般ご提案を申し上げました部分と同様でございます。3 つの調整方針案でご協議を申し上げたいと思います。以上でございます。

芦刈会長

はい、ただ今、協議第 58 号につきましてポイントの説明を申し上げましたが、意見等がございますか。はい、どうぞ。

浅野委員(朝地町議会議長)

朝地町の議会の浅野です。原案に賛成であります。今ございました商工会の問題と和牛振興会、この 2 点の要望を付議させていただきたいと思います。今、話がありましたよ

うに商工会は新市に統一することで、1つということは非常に現状では厳しいと。これは郡内の商工会の会長さんたちの中で意思統合できております。何とか合併後5年間あたり時間をかけて協議をしていただきたい。できるだけ現状を残していただきたいという要望でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、和牛振興会の組織でございますが、これは当町が産業の柱として育成をしておりますので、各町村それぞれに統一できないものがございますが、事務局さんの方は一応それぞれの地域の特性ある産業の育成ということを前段で挙げておりましたので、再度こちら辺を確認お願い申し上げたいと思います。以上でございます。

芦刈会長

はい、そのことについて事務局の方から。

事務局（総務部会 佐保）

はい、商工会の部分については先ほどお話を申し上げましたけれども、もう挙がっております。扱いの方も議論致しております。そういうふうに準備会の中で検討してまいりたいと思っております。それから和牛振興会の分については、地域それぞれの実情がございますからそういうことを把握しながら、これも組織そのものの部分でどうするかということについて、これから事務局の方で対処していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

芦刈会長

よろしいですか。

朝地町

はい。

芦刈会長

朝地町さんから要望出して原案に賛成という意見が出ておりますが、その他ございませんか。はい、原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。はい、挙手全員であります。決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、協議第59号「補助金交付金の取扱い(その2)」について議題と致します。事務局をお願いします。

事務局（総務部会 佐保）

この分も大変恐縮でございますが、説明に入ります前にお手元の方にA3の2枚の補助金交付金の差し替えの資料をお配りいたしております。この差し替えの中身につきましては、産業部会の部分で最後のところになりますけれども、商工会の補助の部分がありました。大変不手際で失礼を致したということをお詫び申し上げたいと思います。従って17番に商工会の部分で各町村と補助金の金額を明記致しております。そのことを冒頭申し上げて、ポイントの説明でございますけれども、これはもう一般的な取扱いについてはこ

れまでお話しした通りであります。補助金、補助制度の整備統合というのと、それから公益上機能を失っているもの、あるいは目的を達したものの、こういったものは廃止していくという考え方も必要であるということ。それから必要がある場合でも複数の合併町村で同一または同種の団体、あるいは事業に対して補助している場合にはそういう補助金や補助制度を統一するという。さらに特殊事情で補助している団体については新市の均衡を考えて調整していくと、こういう考え方4点が一般的に示されていることとなります。

そこでそのことについては上部団体とそれ以外の町村団体運営補助とこの2つに分類を致しております。今回は産業部会それから建設部会というところで提案させていただいているところでございます。提案の方針については前回と同様3点でございます。協議の方よろしくお願いいたします。

芦刈会長

はい、ただ今、協議第59号につきまして、意見等がございますか。よろございますか。はい、原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。はい、挙手全員であります。協議第59号については原案通り決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、協議第60号「広報広聴事業の取扱い(その2)」について、事務局説明をお願いします。

事務局(企画部会 江藤)

企画部会の江藤でございます。それでは広報、広聴事業の取扱い(その2)につきまして、ポイントのみご説明を申し上げたいと思います。

今回は、情報通信関係事業の取扱いということでございまして、現在IT社会の中にありまして、行政の情報を的確かつ迅速にどういうふうに住民の方に伝達していくか、ということでこれは新市の大きな重要な柱になる事業であります。

まず1点目のホームページにつきましては、各町村現在実施もしておりますし、開設しております。その中身につきましては、観光情報、イベント情報等、多岐にわたっています。こうしたものにつきましては、新市においても合併時に統一しながら新市で開設をしていくという方針でございます。

2番目の無線放送でございますけれども、これにつきましては緒方町さん大野町さん以外の5カ町村におきまして防災行政無線を設置して事業を展開しているところですが、これにつきましては協定項目26号「消防防事業の取り扱い」ということで、これもすでに提案を申し上げ、協定項目確認が終わっているわけでありますので、その協定項目にゆだねるということで資料としては付けてございますけれども、今回、情報通信関係事業の取扱いの中ではそうした協定を項目として挙げていないということでございます。

3番目の有線放送につきましては、緒方町さんの、オフトークの加入率が65%ということでこの加入率の部分についてやや問題があるというようなことでございます。

大野町さんのCATVは非常に町民の皆さん方に便利がいい、楽しいということで評判がいい事業でございますけれども、これにつきましては、かなりの事業費がかかるということでございまして、月額1,200円を現在徴収しており、その見直しを含めて新市においてオフトークまたはケーブルテレビにつきましては新市に引き継ぐ。ただし、事業及び内容

については、新市において、調整する。としておるところでございます。

4点目のその他のメディアで三重町が電光掲示板を2機設置してございます。本年6月でリースの契約が終わるということでありまして、年間2、3万円程度の電気代、電話代ということでございます。これにつきましては新市に引き継ぐというようなことで調整案をお示ししているところでございます。ぜひご協議をお願いいたします。以上でございます。

芦刈会長

はい、ただ今、協議第60号につきましてご意見等がございましたらお受けをしたいと思っております。はい、清川村の委員長さん。

衛藤委員（清川村新市まちづくり委員長）

いろいろ議論をしました。それでですね、1つホームページを作ることは結構でございますけれども、できるだけ自前でやる努力をお願いしたい。それから大野町さんのケーブルテレビについて相当議論がありました。大変結構なのでありますが、これが新市で全部に行き渡るようなことがちょっとできないのではないかと、こういうことになると、費用が大変、これは資料を見ますとたくさんいるようです。設置費も高いんですが、維持費もかなり高い。

従いまして、清川村まちづくり委員会ではこれはかなり議論がありました。内容については申し上げませんが、議論がありましたということをお願いいたします。

芦刈会長

はい、議論がありましたけれども、原案通り賛成ということですか？

衛藤委員（清川村新市まちづくり委員長）

調整がね、新市において調整すると。ここにかなり時間かけて議論する必要があるだろうと、こういうことでございます。原案を修正とかということではありません。要望でございます。

芦刈会長

はい、どうぞ。

佐藤委員（犬飼町新市まちづくり委員長）

犬飼町のまちづくり委員会の委員長佐藤であります。ただ今、清川村の委員長さんからもご意見がございました。ケーブルテレビについてございますが、まちづくり委員会ならびに議会特別委員会です。それについて要望したいと思います。ケーブルテレビにつきましては整備済みの地域と未使用の地域は公平性が欠けておると。公平性を確保するためにも事業及び内容の適正な調整と極力未整備地域の整備をお願いしたい。これは要望でございます。原案には賛成でございます。

芦刈会長

はい、その他。はい、どうぞ。

生野委員（三重町議会議長）

協議第 60 号につきまして、まちづくり委員会、議会特別委員会において特にCATVの扱いに対してたくさんの意見を頂きました。その中でCATVは道路などの社会資本と違って利用者が特定されているため、今のまま新市に引き継ぐべきではないという意見や、引き継ぐ場合は運営費や固定資産の減価償却は受益者負担で運営すべきではないかという意見も頂きました。このような意見を頂いたわけですが、今回示された資料だけでは判断ができないので、追加として次の資料を要求することとしまして、今回は継続協議としていただきたいと考えております。

1点目、その資料は、新市に引き継ぐCATVの評価額はどれくらいになるか。2点目として、人件費等CATVの関係にかかる経費をすべて加えた後に来年いくらの運営経費が必要なのか。3点目と致しまして、独立採算にした場合、将来的な経営見通しはどうなるのか。4点目と致しまして、テレビの地上波がデジタル化に2011年までに進められることになっているが、大野町のCATV、設備変更が必要じゃなからうかということですが、あるとすればその経費がいくらかかるのか、費用負担をどのように考えておられるのか。以上の資料を必要でございますので、事務局を通じて各町村に提出していただいて、この具体的な数値に基づいて検討し、改めて三重町としては結論を出したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。継続協議をよろしく申し上げます。

芦刈会長

はい、その他ございませんか。はい、清川村さんからは、いろいろな意見がありましたけれども。はい、どうぞ。

佐伯委員（大野町長）

いろいろご心配をいただいておりますが、当事町と致しまして少し意見を述べさせていただきます。原案に賛成する立場で意見を述べたいと思います。

このケーブルテレビにつきましては平成13年に、これまでずっと長い間、防災無線がなかったということで非常に強く要望をされてきたわけです。そこで防災無線を早くという、議会の方からございましたが、これから先の情報化社会をにらんでケーブルテレビはどうかということになって、このケーブルテレビを設置したわけでありまして。このケーブルテレビにつきましてはいろいろな議論がございまして、今、問題になっておりますテレビのデジタル化、2010年までということですが、このテレビのデジタル化、そして特に若者の間で光インターネット、この要望が非常に強いわけがございまして、この光インターネットの関係、これは若者の定住促進の役割も果たすであろうというふうにも思いますし、また先ほども事務局から説明ありましたが、新しく市となった場合でも、情報を新しい市民が共有するという点でも、情報ネットワークというのはむしろ緊急に必要な手段ではなろうかというふうに思っております。

現在、国も県もこれを推進し、支援をするという立場をとっております。国では約3

割が普及しておりますし、現在でも約40%の世帯数で約40%の普及率ということになっています。これは私としては、ぜひ新市になってもこのケーブルテレビのネットワークというのは早急に検討をされるようお願いを申し上げたいというところでございます。

またこの経費の問題でございますが、経費はこれまでそれぞれ町村があるわけですので、それぞれの町村の方針に基づきまして、何にどこに投資を厚くするのかということがございまして、それぞれの町村で特色を持った施設や設備、そういうものがなされてきたわけでございます。うちの場合はこの情報の部分に厚く投資をし、またそれにかかる経費についてもやや厚いという状況になっています。

この資料にあります6000万ということですが、このうち特にテレビにかかる部分というのは、約半分程度が回収できているところでございます。また、特別交付税あるいは他の町村並みの防災行政無線の役割というのを考えた場合には、この載っている維持費管理費の半分にも満たない金額であろうと思っております。そういうふうな情報に関する経費が厚いということが、本町の現在ではそういうふうになっておるわけでございます。

これは、ここが厚いのでということになりますので、他の町村でもそれぞれ施設設備あるいは維持管理費というのは違いがあるわけございまして、やはり合併する際にはそれがいいところは広げていこうという立場から物事を考えていただければありがたいというふうに考えています。

福祉の面で、あるいは文化の面で、あるいはスポーツの面で、それぞれの町村がよそよりも経費が多くかかっているということはそれぞれあるわけでございます。それらを踏まえまして、単純にそれを今遊んでおるから独立採算にやれというふうなことは、いささか乱暴ではないかなと私は思うわけでございます。そういうふうなせっかく新市となって、これが広がっていくといいなというふうに考えております。大野町の住民の皆さん方が独立採算ということになりますと、これからせっかく新しい市になった時に頑張っていこうというふうな夢も希望も、あるいは新市建設の意欲もそがれてしまうのではないかとこのように考えるものでございます。

このままの状態で使用料についてあたらないでくれということではございませんが、これは他の施設の使用料、先ほどありましたが、これらと併せまして総合的に使用料についての検討という形で取り扱っていただきたいと思ひまして、以上ご意見を述べまして原案に賛成ということにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

芦刈会長

はい、他にありませんか。はい。

若松委員（犬飼町議会議長）

私もこのことについては発言しようと考えておりませんでした。原案に対しては大賛成でございます。今、大野町の町長からですね、説明されましたように、やはり合併はですね、普通の町民村民の方々が合併すればサービスは悪くなる、負担は高くなる、大野町のケーブルテレビは今ここでどんどんテレビを映してくれて、こういう状況すべて大野郡民は分かるのです。だからサービスはいい、今、高度情報化社会の中でケーブルテレビはやりよる。どんどん私の町、私の地区にもひとつお願いしますよというのがやはり共存共栄ということになるのですから、私としては大賛成を致して私の意見とさせていただきます。

す。以上。

芦刈会長

はい、あと、はい、どうぞ。

清田委員（大野町議会議長）

大野町ですけれども、町長の方から詳しく説明がありましたし、方向性については理解いただけたのではないかなと思いますけれども、補足をさせていただきます。県の地域情報化計画等の行いもありますし、今、若松議長からも出ましたように、本協議会の状況等も事細かに町民の皆さんにお知らせしていますのが現状であります。

そういうことが今後も極めて大事なことになるのではないかなと思っております。かつてバブル期には相当な要望があるわけがございます。総合グラウンドだとか各スポーツ施設とかいろいろなものを作ってあります。これはこれでその時代の要望やら時代のあり方としてよかったのかもしれませんが、ケーブルテレビについて将来においてですね、格段の違いの差が出てくる、この捉えを私は思っております。この有効性や必要性は極めて高いものがあるととらえております。

そういう意味合いからして私は原案に賛成をさせていただきます。

それから犬飼の方からも出ましたけれども、原案にあります、調整をしていくと。公平性の今後のあり方、ここらを大事にすれば、市民の皆さん、新しいまちづくりの時代にふさわしく隔々まで瞬時に状況が分かるという、これが一番大事になっていくのではないかなと今思っております。まあ地上波デジタルの話も出ましたけれども、この場合についても十分できるのではないかと思っております。

芦刈会長

はい、どうぞ。

生野委員（三重町議会議長）

はい、各町村力を入れておるといのは十分理解はできます。ですから三重町と致しましては先ほど申しました、資料を提出していただきまして、それで十分検討して町民にご理解をいただきたいと思っております。なお、またどうしてこんなことを言うのかというようなこともまた少し言いますと、昨年の協議再開にあたり三重町議会では事前に調整項目に挙げるように要求があったわけがございます。調整の段階で、県が起債を認めているということで、協定項目の中で協議をしてほしいというような強い要請もあり、そのために事前に調整項目に挙げなかった経緯があるため、この協議会の中で質疑をしているところでもありますのでご理解いただきたいと思っております。事務局を資料を提供していただきますようによろしくお願いいたします。

芦刈会長

はい、それではまだちょっとご意見を伺ってないのが緒方町さんでございますが、何かご意見等がございますか。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員長）

緒方町としては原案に賛成でございます。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。あと、千歳村、朝地町さん。

羽田野委員（朝地町長）

朝地町でございますが、原案に賛成でございます。

やはり基本的に先ほど清田委員さんが申しあげましたように、やはりそれぞれ各町村にはそれぞれの町にあった施策というのがあるわけですね、その施策の上に立って住民に対してどういうサービスをするのか、それぞれの町村で一番合うのかということの中でそれぞれ取り組んでいるわけですから、その一端としては、大野町の場合はC A T Vこれを取り入れたわけですよ。私はそれで住民サービスの観点に立っていい施策をしておるといふふうに思います。

ただ、今後新市に引き継いだときに不公平感を生じるということになったら、これはやっぱり議論の余地があるわけです。それについては新市について調整するというのがあるわけですから、その中で十分議論をして、旧町村の人が「あそこはいいのう」とこれはやっぱりいいけんことです。そこら辺を十分調整をすれば、ここについては解決をしてゆくものだと思いますので、原案に賛成であります。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。千歳村さん。

宮成委員（千歳村新市まちづくり委員長）

千歳村も原案に賛成でございます。先ほどから出ていますように、いろいろ考えながら、受益者負担等を調整しながら、健全に向かうような調整をしてもらいたいということになります。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。三重町からは先ほど委員であります議長から申しあげましたように、継続協議とさせていただきたいと。いろんな資料を出させていただいて、検討したいということでありましたが、継続協議とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。よございませうか。この協議第 60 号につきましては継続協議とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。続きまして、はい、ちょうどまた再開して 1 時間経過をしましたので、ここで 4 時 5 分まで休憩を致します。

（休憩）

協議を再開致します。協議第 61 号「病院、診療所の取扱い」について議題と致します。事務局お願いします。

事務局（民生部会 内田）

民生部会内田です。私の方から、協議第 61 号協定項目第 35 号「病院、診療所の取り扱い」について、提案内容の説明をさせていただきます。現在、大野郡内に町村立の公的医療施設としまして、清川村に国民健康保険直営診療所と、緒方町に町営の病院があり、どちらも大野郡の西部に位置している状況にあります。

病院、診療所の取り扱いにつきましては大野郡 5 町 2 村合併協議会における協議再開のための申し合わせ事項の該当項目に基づき、合併協議会に公立医療施設総合検討専門委員会が設置されております。この委員会の役割であります。地域医療のあり方や経営効率化の観点から総合的な検討するということになっております。また、この委員会の検討結果につきましては委員長が町村長連絡会において会長に報告するとなっておりますので、その結果を再度協議会でご協議いただくというふうになっております。以上のようなことから病院、診療所の取り扱いにつきましては前回ご提案申し上げたようなことになっていきますから、ご協議の方よろしくお願いいたします。

芦刈会長

はい、ただ今、協議第 61 号につきましてポイントの説明を申し上げましたが、意見等がございますか。はい、どうぞ。

衛藤委員（清川村新市まちづくり委員長）

清川村の衛藤でございます。私どもの診療所のことについて次の検討専門委員会でもかなり踏み込んだ議論がされるということ聞いていますが、昭和 50 年代の半ばごろに本村に 2 人の開業医がいましたが、高齢のために廃業致しました。

昭和 57 年に全くの無医村になったわけです。そういう経験がないと分からないと思いますが、すべて遠隔にある医療機関に夜中でも来てもらわねば、こういう状況に立ったときですね、今、村民の不安というのは大変なものであったわけです。その時に県あるいは医師会の先生方のお力添えをいただいて、診療所を 58 年に開設し、自治医科大学卒業の先生に 2 年とか 3 年の任期で着任をしていただいて、昨年までその体制で診療をしてきたわけです。

それで、実は保健センターを併設してありますが、実は私が役場を退職した時に、保健センターを計画し、もちろん村長の命で計画をしたわけですが、これは単なる治療だけではなくて保健の面に大きく繰り出そう、こういう計画から、大野郡医師会の先生方のご指導もいただきました。そして併設することにして、現在はですね、木曜日は原則として診療、治療はしないで急ぎの方だけの治療、木曜日は健康診断だけの日、そういうふうに定めています。

それから月 1 回は診療所の医師、スタッフ全部あげて保健センターで老人保健法に基づく健康診断を 1 日かけてやっております。従って、この施設は単なる病人を診る施設ではございませんで、保健事業そして最近、介護保険は、国をあげての在宅介護です。そのことにも対応致しております。

従ってあそこの保健センターも住民健診の記録は永久保存であります。あそこに行けば、どこの診療所に行っても清川村の 40 歳以上の人の体の状況というのは分かるようになって

ておる。それをもって診療機関に行けば、緊急の場合でも、緊急の措置ができるような体制を実は作っておるわけです。介護保険の在宅介護、あるいは清川村は高齢化率 40%であります。医療費が高いので何とかこれを引き下げようと、その重要な役割をこの診療所が担っておるわけでございます。

一時は 19 ベッド、増設費用ですか、あるいは医師が 2 名でも何とかやれるのではないかとかこういうことも一時検討されましたけれども、財政的なものもありますし、あくまでこの診療所というのは初期診療が目的でありますから、あまり立ち入った診療はそれぞれの専門機関にお願いすればいいというようなことで、この後方病院として、県立三重病院と緒方病院にお願いをして初期診療を主体にやっておるところでございます。

普通の日、午前は外来、午後は医師と看護師、さらにもう一台の車で在宅の介護に行っています。そういうことを毎日続けておるところでございます。

そういう実情でありますので、ただ採算だけのことを頭においた議論はぜひ差し控えていただいて、どれだけ地域にこの診療所が頼りにされているかということをよく実態を見られて、そして結論をお出しいただきたい。各委員におかれましても、一度、無医村になった時、どげえすっかちゅうて、目の前が真っ暗になった、そういう経験をもつ清川の住民の気持ちをぜひくみ取りいただいて、万難を排してこの診療所の継続をお願い致したい。各委員の皆さんのご支援を心からお願いを申し上げます。これはまちづくり委員会の総意に基づいて発言を致しました。

芦刈会長

はい、その他意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

生野委員（三重町議会議長）

原案の修正とあわせてまた資料を請求したいと思います。協議第 61 号に関してもまちづくり委員会や特別委員会において、大変厳しい意見を頂きました。この厳しい意見の中身には公立おがた病院が新市の財政にどのような影響を与えるかについて、もっと詳しく知りたいというものや合併の最大の課題であるもので平成 17 年 3 月 31 日までの調整では今年の 9 月に合併の議決をすることを考慮すると、時期的に調整が遅いのではないかとこのものであります。また、公立医療施設総合検討専門委員会の検討結果を踏まえるにしても、この件では協議会で協議することになるため、関係町村のそれぞれその件に関して専門委員会と並行して協議の準備をする必要があると思います。

従いまして、この件については原案を次のように修正していただきたいと考えます。また、専門委員会の結論を踏まえるものの、本町独自に新市の病院について考えたいということから、事務局を通じて追加の資料を提出していただきたいと考えております。

まず、文言の修正につきましては、原案の「合併までに調整する」を「合併調印までに調整する」と修正していただきたいということです。

次に提出をしていただきたい資料としては 5 つほどあります。1 つ目は、これは資料の中では平成 15 年度の当初予算であるため、直近の決算見込みの状況をご提出いただくこととさせていただきます。そして 2 つ目は人口動態を加味した平成 16 年度以降の収支見通しを出していただきたいということです。平成 16 年度以降の収支見通しの資料は、すでに県等を通じ

て頂いておりますが、昨日の専門委員会で議論に値しない資料と判断されたこともあります。不明瞭な資料と考えざるを得ず、再度修正したしたものをご提出していただきたいと思ひます。

3点目が新設された脳神外科についてですが、その需要見込みをできれば過去5年程度の該当地域での実績を提出していただきたいと思ひます。4つ目は医者だけでなく医療スタッフ全般の整備状況についての資料、そして5つ目はスタッフの資質向上の研修策のための資料のご提出をお願いしたいと思ひます。

以上の資料については専門委員会においても請求されているかもしれませんが、しかしながら繰り返し申し上げますが、合併を前提に協議を進める中で、いずれも協議会を通じて関係町村が独自にこの件について一定の結論を出していかなければならず、そのため資料の請求でございますので、資料のご提出をよろしくお願ひします。以上です。

芦刈会長

はい、この他ご意見等はございませんか。はい、どうぞ。

高野副会長（千歳村議会議長）

千歳村の高野ですが、私ども先般特別委員会を開きまして、やはりこのおがた病院のことがありました。もしできるものでありましたら、うちの委員会では病院の方は独立行政法人の方もしくは民間に移行していただきたい。強い要望であります。その根拠はやはり合併すれば新市の財政、特に医療は専門家に任せてお互いが行政の方に専念すべきだ。そういう意見でございますので、ひとつよろしく検討の程をお願いいたします。

芦刈会長

それは原案に賛成で要望ということでよろしいのでしょうか。どうぞ。

山中副会長（緒方町長）

さまざまご心配をいただいておりますので、ひとつおがた病院の考え方なり、若干先ほど清川の診療所の考え方なりが出ましたけれども、お話を申し上げたいと思ひます。

先ほど清川村も住民の健康を守るという話がされましたが、実は各町村とも今、競って保健センターを作っておる状況です。実はその取り組みも遅れておるというのが現状です。これ民間医療施設が普及しているところについてはなかなか健康対策が遅れておるという現実があります。私どもの町も昭和50年代に保健センターを設置し、住民健診を行って健康管理を行ってきたところであります。

その公立医療施設としては住民の健康を守ると、さらにこの中で病気になればそれを専門に診てくれると。こういうことが最大の課題であると考えております。これゆえに私ども今回ご覧の整備をしたわけでありませう。

県が地域医療計画を今回策定をしておりますけれども、大野郡の医療の課題というのは実は公立病院が県内に5カ所あります。うち大野郡に2カ所あるわけですがけれども、地域の住民の完結率は60%しかない。4割は他の地域、特に大分市の他の地域に最終医療をゆだねておるとこういう現実があります。ですからこの6割をいかに高くしていくのかとい

うことが今後の課題だと思います。この6割というのが県下で最低でございます。他の地域は2次医療圏域といいますか、ここは大野郡あるいは隣の竹田市とかいうふうになっております。

ここは大野郡の課題というのは高度医療を地域に提供していく。先ほど申し上げた健康と同時に高度医療を、これは公立病院しかやりえませんし、これらが今、県の課題になっております。さらにですね、小児医を配置するということになっておりますが、竹田地域で小児科医がやっと1人見つかりました。大野郡内は3名しか、竹田地域とあわせて3名しかおりません。これを輪番制で24時間体制にもっていけるというのは、公立医療施設が連携して初めて成り立ち得るわけでありまして、若い人の定着のためにもこういう福祉と同時に、医療施策はやっておかざるをえないと思います。

そういう意味ではこれだけの医療施設が郡内にあるわけでありまして、これを有効に利用させていくことが、私は大野郡内の住民の健康管理あるいは医療管理ですね、相当な貢献をすると考えております。そういうところもご認識いただいて、何も採算をすぐ言われまされども、公立病院ですね、採算を言えば採算の悪いところはとっばらっ飛ばせばいいわけでございます。やらなきゃいいわけでありまして。決してそうはいきません。民間医療施設がやらない分野をわれわれの医療施設が持つておるといことにご認識をいただいて、まちづくり委員の皆様方もご理解いただくようお願い申し上げます。

芦刈会長

はい、どうぞ。

伊藤委員（緒方町議会議長）

緒方町議会伊藤でございます。今、町長が申し上げました通りでございますけれども、先に申しますが、医は算術ではないというふうに先に申し上げたいと思います。ただそれが財政を圧迫するものであれば、それ相当に考えていかなきゃならないというふうに思っております。

おがた病院が65年前に地域の医療施設として発足した、いわゆる産業組合病院として発足した経緯は皆さんご存知の通りであろうと思いますけれども、地域の医療を守る地域の人々に安心感を与える、そういった意味の中でおがた病院は開設されたわけでありまして。今回4月1日が医療施設を整備して発足をしたところでございますけれども、先般私どもの特別委員会を開きまして、今ご心配いただいております、本当に大丈夫なのかこれから先やっていけるのか、こういった議論もかなりされたところでございます。

病院の担当者は、一般会計から約束された部分を繰り出していただければ何とかやっていけるということでありまして。そういった思いの中で町民も心配をしながら安心も与えていただいております。議会もそういったことを十分に論議しながらやっていこうということでありまして。

ただ資料の提供についてはやぶさかではありませんけれども、われわれも3月補正の中で非常に厳しい補正予算の状況も示されております。そういったことの中で今後どうやっていくのか。できますならば、新市の中でさらに論議をいただいて、新しい病院のあり方など検討いただければありがたいということを付け加えまして原案に賛成の意見でございます。

す。

芦刈会長

はい、その他ございませんか。はい、どうぞ。

羽田野委員（朝地町長）

朝地町の羽田野でございます。先ほど修正案で合併までに、9月までですか、出せばいいですか。専門委員会というのはそういうことを含めて、民間委託をするということを含めて総合的に検討する機関であると私は認識しておりますが、事務局としてはそれが9月まで全部できるのかどうか、そこら辺だろうと思うのですが。その辺の修正がなければ、はい、ここで修正いいですよというふうにはならないのではないかと。ですから専門委員会を作った意味ということも含めて、私どもとしてはそこで出た結論をもとに最終的にどうするかという判断をしなければいけないのですから、それが今言いましたように9月の調印前までに出るに越したことはありません。

そこら辺はどういうふうに作業内容になっておるかということで、この修正案というのはどうするのかというふうに思いますが、私は厳しいというふうに思います。そういうふうにもまた早急に出すべきものじゃないと思います。

先ほど話がありましたように、やっぱりまだまだ資料的にも不足な面があるわけですから、そこら辺はそれぞれの町村で十分内容を整理しながら、そしてそれぞれの町村には専門委員になってくれている方がいるのですから、そこで意見の調整をしながら最終的な報告を出していくということだろうと思いますので、修正案についてはそこら辺ができるということであれば、これは結構ですが、できないということになれば、そういう修正案をしておいてまたこれが壊れるようなことになれば、大変だろうなと思います。

芦刈会長

はい、どうぞ。

阿南委員（千歳村長）

千歳ですが、ご承知のように専門委員会を立ち上げておる最中でありますから、私どもの新市まちづくり委員会ではその結果を待って、それぞれこの協議会に再度出るものということで確認を致しております。

芦刈会長

はい、どうぞ。

佐藤委員（犬飼新市まちづくり委員長）

ただ今、資料についてというのが三重町さんからございましたが、私の方もまちづくり委員会と議会特別委員会等で要請がございます。それにつきまして私の方から要望したいと思っております。重複につきましては、分かっていたきたいと思います。

おがた病院の15年度までの借入金と、交付税措置された状況、これを示していただけれ

ばということでございます。ひとつはおがた病院の利用状況、資料と致しまして5町2村とそれ以外の地域の利用状況、それともうひとつ5町2村の町村ごとの利用状況。この資料をお願いしたいと思います。もうひとつはおがた病院の16年度の予算、運営計画を示していただきたいというふうに要望いたしたいと思います。公立医療施設総合検討専門委員会の後には、協議会で協議することになるわけでございますけれども、一応その前に、今、資料が欲しいということございますので、要望するわけでございます。原案につきましては賛成でございます。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。大野町さん、何かご意見等がございますか。

佐伯委員（大野町長）

たまたま私が専門委員会の委員になっておりまして、今、朝地町長さんが出されましたように今2回開いたわけですが、おそらくこれは調印前に方向を全部出せというのは個人的ですが、おそらく無理ではないかと思えます。これは慎重にやらなきゃいかんということで、内容的にもこれからというところでございますので、という現状ですのでそういうふうに私は思います。

芦刈会長

じゃあ意見を全町村伺いましたので、ここで事務局の方から。

倉原事務局次長

事務局次長をしております、倉原でございます。私の方から、今、大野の町長さんからお話がありましたけれども、今の総合医療検討専門委員会の作業状況ということでございます。昨日第2回目を行いまして、おがた病院の経営推計についてという資料の説明を行いました。その前段の中でこの専門委員会どこまで検討するかというお話になりまして、今すでにある町村立の医療施設を新市の中でどう扱うかと、地域医療の観点の中からどう扱うか、それを合併時までには一定の方向性を出そうという皆さん共通認識のもとで作業をしていこうとしております。

将来的に10年20年先については、それはその時の市長や市議会の皆さんの判断にゆだねるのでいいのではないかとということで、昨日一定の認識を持ったところであります。実際の作業の進ちょくということになりますが、当初第1回の専門委員会の中で三重町の生野委員さんの方からお話があって、9月を配置分合の議決というふうに考えております。それまでに専門委員会としての意見をまとめたいと思えます。修正意見として出されました、合併調印までのすべての調整をということは、事務的にはかなり厳しいという状況であるということは、申し上げざるを得ないと思っております。

要望として資料として、5点ほどいただきましたし、犬飼のまちづくり委員さんも資料の請求ということでご要望いただいております。この分につきましては、専門委員会で説明しました資料につきましては、すべてを関係町村に公開、送付したいというふうに考えております。ご指摘の中に新たに作る必要のあるものがありましたので、ここにつきましては

は関係機関と協議した上でできるだけ全部出していくようにと考えております。これは事務局が1点確認ですが、犬飼のまちづくり委員長さんから借入金の状況ということでありましたが、これは起債残高ということによろしいのでしょうか。

佐藤委員（犬飼町新市まちづくり委員長）

起債残高です。

倉原事務局次長

はい、分かりました。ですから事務的には合併協定調印までにすべての調整を終えるということはかなり厳しい状況です。ただ議会の議決を9月というふうに考えていますので、それまでには方向性は出すように努めていきたいと考えております。

芦刈会長

はい。

生野委員（三重町議会議長）

公立医療施設総合検討専門委員会を取り組みについては、6月に中間報告をして8月に最終的なまとめをしたいというような報告を聞いておるのですが、それで間に合うのですかねえ。

倉原事務局次長

今それについてやっておるわけですが、過去2回やりまして、まだ昨日の意見の中でも不採算部門、いわゆる公的医療の担う部分と当然経営努力が必要な部分、そういうところまで議論が深くなっておりません。従いまして6月は1回じゃ済まないかなと。いずれにしても6月中間の論点のとりまとめを行い、さらにその方法で議論を深めていって8月中に合併時における医療機関の一定方向性ということを目指していますので、それを受けての調整になると思いますので、一定の方向性は9月の議決までに出さないとそれは議決にならないと思いますので、そこまでは出せると考えております。それを受けた一定の方向性は出すのについては実際のいろんな議決等についてですね、形として収めるということのを合併までに調整するという文言で出していますので、その事務手続きまで全部入れて合併調印までということになると、事務的には厳しいと考えております。

芦刈会長

はい。

生野委員（三重町議会議長）

三重町と致しましては休憩をいただきたいと思います。

芦刈会長

はい、協議が必要ということで45分まで休憩を致します。

(休憩)

はい、会議を再開致します。先ほど休憩中にご協議をいただいたと思います。三重町の方から。

生野委員(三重町議会議長)

はい、うちの議会特別委員会で文言修正ということで意見が大多数でありました。その中ですから今日は継続をしていただきまして、私どもも原案通りとなるように努力してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

芦刈会長

はい、議会特別委員会から出された意見なので、持ち帰って協議を継続協議とさせていただきたいという意見でございます。よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

若松委員(犬飼町議会議長)

犬飼町の若松でございます。ただ今、提案されておりますこの協議第61号「病院診療所の取扱い」についてということで、それぞれご意見を拝聴いたしました。この問題についてはもう当初から、この5町2村の合併ですね、一番大きな問題になろうということで、ここはですね、この提案に間に合うように専門委員会、公立おがた総合病院及び清川村国民健康保険直営診療所については、公立医療施設総合専門委員会の検討結果を踏まえ、合併までに調整するというようなことでね、もうだいぶ前になりますけどね、この特別委員会の設置等見ても私ども全会一致で賛成して十二分にそこで協議検討しよう。その結果を踏まえてまた協議をしようというようにね、調整するというので私はこの原案でいいと今でも思っております。

しかしながら、先ほど犬飼町の委員からもいろいろとこの資料、また三重町の生野委員からの資料提出等々については、緒方の町長さんまた議長さん一緒になってですね、やはり開かれた合併をという観点から、資料の提出についてはぜひとも前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

しかしこの病院問題はですね、やはり奥豊後の医療の核、地域医療の核、犬飼は2件病院があったのですよ。岡本先生が急逝された、これは、犬飼町民、「町長も議長もおらんでいいけども、岡本病院の先生がおらなければ困るわ」というような、やはり医療の現実というものがあるのです。だから皆さん方もこういうときにこそ本当に、緒方に、緒方ではないのですよ、新市にあれだけ51億も52億もかけて立派な病院が出来たと。私たちはこれで安心して生活ができるぞというような感覚を持たな駄目ですよ。そう言っても緒方に出来た病院はもうからないではないか、損するではないか。ただ経営のことだけ、そういうことじゃ本当に夢と希望のある小さくてもきらきら光るような大野郡はひとつになりませんよ。そのことを私は強く申し上げたいと思います。

それからですね、緒方町も一生懸命資料を作って、ここに私が資料を読み上げますよ。工事費は37億5000万、設計監督費が1億4700万、医療器具が8億4000万、用地費が1億4000万、その他が1億7300万、計50億5000万。これがおがた病院にかかっている経費ですよ。50億円ですよ、それでですね、財源内訳は、病院事業債は38億3000万、補助

金が5億、建設積立金が6億、その他が1億2000万。これが緒方町の一般会計から入れたもの。これが50億5000万というようなことなのです。本当のところを言って。それからですね、病院の資金繰りについては平成25年、これは緒方町からもらった資料でございますけれども、そげんものは信用できんというかもしれませんが、平成15年度が12億6048万1000円、16年度が7億679万6000円、17年度が6億6878万6000円、それから20年度が5億3283万5000円、それから22年度が3億6691万3000円、それから25年度でも3億3646万4000円というようにね、資金繰りについては大体もう20年ごろからずっと安定してくるのですよ。これだけ病院に銭があるということ。

国が定めた一般会計病院会計に繰り出される金額を16年度が5672万7000円、それからですね、平成25年度でも、1億2246万3000円。特別地方交付税も16年度は11億6876万1000円、それから25年度はですね、2億811万2000円病院があるだけで2億811万2000円、というような、これは一般会計で特別交付税と地方交付税、合わせてこれだけあるのですよ。だからその残りでも、平成25年度でもその交付税額の残る、一般会計に残るやつが8564万9000円というようなことで、決しておがた病院が大赤字を垂れ流すというようなこととは違うんです。だけどそれはやってみらんと分らんことでもあります。

だからもう少し皆さん方もですね、やはり委員の皆さんも郡民の皆さんもおがた病院のことを悪くいうのではなく、やはりみんなでおがた病院を利用する。この緒方のほとんどの人がですよ、今この脳神経外科が出来た。緒方の人、また朝地の人、清川の人が脳梗塞で倒れた、大分の病院まで連れて行く、時間が間に合わないで亡くなった。

今、人の命は地球より重たいですよ。そういうものも考えてですね、みんなで奥豊後の方に立派な病院が出来た、ああよかったじゃないか。しかし公立病院で、民間病院にできない、もうからんことを扱わねばならないのですよ。医は算術、皆さん方全員そうじゃないですか。大野郡民が全員そのように考えている。立派な病院が出来た、よし、この病院を盛り立てて地域医療の核として本当に健康で安心して住める地域を作ろうじゃないか。こう言わんとこの合併できませんよ。このことを申し上げて私の意見と致します。

それからですね、緒方町のことが信用できんのなら、第三機関の検討委員会が信用できんのなら、東京の方でも、大阪の方でもいい経営コンサルタントがある。そんな時こそ、銭をみんなで、合併協議会で負担していただいて、経営に対するコンサルタント業務をやってもらえばいい。そうすれば皆さん安心する。だからそういうふうなことがあるんですから。そこでみんなで力を合わせて夢と希望のある21世紀にふさわしいキラッと光る大野郡づくりを特にお願いを申し上げまして私の意見とさせていただきます。傍聴者の方はのちほど意見があればまたその場でいろいろとお聞きしますので、どうぞ私の方に直接言ってきてください。よろしく願いいたします。以上。

芦刈会長

はい、どうぞ。

羽田野委員（朝地町長）

先ほど継続というふうでございますので、それで良いと思います。もうこれ以上生野委員さんも今度出来た中では特別委員会が1つの協議事項をもとに出来たわけですから、当

然、帰ったら議論しなければいかんと思いますし、生野委員さんの力強いお言葉の中でこういうひとつの方向でまとめていただけるということでもありますから、継続審議で進めていただきたいと思います。

芦刈会長

はい、それでは継続ということにさせていただきますが、資料のことについて事務局の方から。

倉原事務局次長

今、資料要求をいただいた件につきましては、今あるものは早急にお出しいたします。また昨日専門委員会の中でもですね、公認会計士の委員さんの方からこういうふうにしたらどうかという提言等も頂いておりますので、それを受けて新しい資料として早急にお出しできるようにしたいと考えております。この件につきまして緒方の町長からも良いという話を聞いておりますようです。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。協議第 61 号「病院、診療所の取扱い」については継続協議とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、協議第 62 号「農林水産事業の取扱い(その 2)」について議題と致します。事務局お願いします。

事務局(産業部会 和田)

産業部会担当の和田です。よろしくお願いいたします。今回、農林水産事業の取扱い(その 2)としまして、ポイントの説明をさせていただきます。最初に一般農政関係事業の取扱いについてで、ございますけれども、農政関係の各種計画につきましては新市の農業の方向性を決める大切なものでありますから、早急に策定し、積極的に農業振興を推進していこうということでもあります。

町村単独事業等につきましては、これまでの経緯を踏まえながら、地域間で格差を生じないように調整するということでもあります。農道関係の取扱いについて一般の関係事業の取扱いと同じ地域間で格差を生じないように調整するということでもあります。農林業公社の取扱いにつきましては出資金を財産として新市に引き継ぎますが、管理運営等に差異がございます。新市の全域をカバーすることは困難でありますので、新市において調整するということでもあります。以上、簡単であります。ポイントの説明を終わらせていただきます。協議方よろしくお願いいたします。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。ただ今、協議第 62 号につきましてポイントの説明を申し上げましたが、意見等がございますでしょうか。はい、どうぞ。

若松委員（犬飼町議会議長）

大変すみません。協議第 62 号「農林水産事業の取扱い（その 2）」について、私の方から犬飼町を代表して、これは原案に賛成であります。しかしながら、我が町の特に農業に取り組む方々がぜひとも、この要望はしておいてくれというようなことで特にお願いを申し上げます。

まず第 1 点がですね、生産調整関係事業の中で、本町は高度利用作物等、生産拠点として、里芋ですね、アカメとかシロメですね、助成をやっております。

ぶんご大野農協でも、平成 16 年度から大野郡全町村に里芋、かんしょの作付けを推進しており、この助成を継続してほしいとの強い要望がございましたので特に申し上げます。だから早く言えば、転作で、里芋とかかんしょとか植えた、それに対する補助をぜひとも今より格上げしてやっていただいて、農業の保護、振興にやっていただきたいということがあります。

2 点目はですね、農道舗装。今、高齢化が進んでいるでしょ。そうすると草切りも農家ができないわけです。本当のところ言って。だから犬飼町なんかですね、補助率 90%。量は 1 年間に 50m³ とか決めておりますけれども、90%の補助率をやっておる。そして農道の整備、農業しやすい環境を作りというものに力を入れてやっておりますので、90%とは言いませんけれども、ひとつ農業振興の観点からこの農道舗装補助については継続をしていただきたいと強い要望がありますので、これが第 2 点目であります。

それから 3 点目が農地農業用施設整備事業については継続をしてもらいたい。まあ早く言えば水路が壊れた、そういうふうなことについては、やはりその町村で、ひとつ補助率を何十パーセントか決めていただいて、今度新市で決めていただいてぜひともその農業用施設の補助についてはやっていただきたい。そのことが 3 点目でございます。

それから 4 点目はですね、災害復旧がありますけれども、これは耕地災害でも農業施設災害事業があります。しかし、小災害、国の査定官が来てここは駄目じゃと言われることが多いです。ぜひともこの小災害復旧事業については新市でも継続してやっていただきたい。当然継続してやってくれると思っておりますが、特にお願いを申し上げたいと思いません。

それから 5 点目、これは一番重要な問題ですけれども、本町は農林公社がございません。ないです。しかしながら平成 12 年、13 年、14 年、3 年間にわたってこの公社の設立検討委員会がありました。そして犬飼町では約 3 億 5000 万という予算を組んで、昨年度は 8500 万の建設予算を組んだのです。しかし合併協議、非常に皆さんご迷惑をおかけしたということを私は思っている。その中で農林事業公社の設立については新規事業ということでやめたのです。中止したのです。これは、傍聴者の皆さんよく聞いておいてください。8500 万、昨年度、今年も 1 億 5000 万組んで最終的には 3 億 5000 万で組んで犬飼町の農業振興発展させるというよりも農地を荒廃から守るという観点から、農林業公社の設立を決めた。しかしながら合併協議会の中でそういうことはやめた方がいいと言われる前にそれでは議を凍結しよう。今ある農林業公社、緒方にもあります、大野町にもあります、朝地町にもあります、清川村にもあります。こういう農林業公社をぜひとも犬飼町の農業に一生懸命取り組んでいる皆さんにも、また農業ができなくなるという皆さんも農地を荒廃から守るためにもぜひとも活用していただきたい。

この5点について犬飼町はこれまで農林業公社について検討をしてきたが、合併論議の中で先送りしている現状であり、農林業公社等の取扱い、提案書にもあるように合併後早急に組織の再編を行い、新市全域をカバーし、新市の農林業を支える農林業公社の設立していただきたいという強い、強い要望があるというようなことでございますので、以上5点については私の方から特にご要望をお願いいたしまして、原案に賛成を致します。これは要望でございます。以上です。

芦刈会長

はい、その他ございませんでしょうか。はい、どうぞ、三重町の委員さん。

小野委員（三重町新市まちづくり委員長）

やはり農業公社の件ですが、本町もかなり論議し、農業公社の重要性が再認識してきたところございました。しかしながら、本町では財政が非常に厳しい中でこの管理運営について十分検討、協議する必要があるという意見が出されました。しかし、現在頂いている資料では管理運営の経営方針など分からず、現段階での議論に限界があったわけです。従いまして、次回の協議会まで公社の運営について4町村から具体的な公社にどのような地域農業、どの部分がどのように改革されたのか、2番目に公社に対する町村の繰り出し金の状況について、以上の2点について、設置している各町村のこれからの運営を踏まえて、考え方について事務局を通じてご提出をいただきたいということで要望しながら原案に賛成ということでございます。

芦刈会長

はい、どうぞ。清川村の委員さん。

衛藤委員（清川村町新市まちづくり委員長）

清川村の農業公社についてお話をして、委員各位のご理解をいただきたいと思えます。これは農業が食の安全化ですね、地産地消とかスローフードとか、いろいろ新しい段階に入っていました。そんなところから、21世紀は農業の時代だと言われるようになってきたわけです。

私は全国の農業者として申し上げたいわけですが、学識経験者も農業の多面性というのが大きくズームされて、それは日本が工業立国、貿易立国へ傾いた時から農業が今日になるというのは分かっていたわけです。しかしそれは経済が大きく伸びたはずみとして農村が過疎、高齢化、このままいきますと清川村でも農地の荒廃はもう防ぎようがありません。私も73歳でありますけれども、耕作不能者の土地を今、1町2反預かって耕作をしています。その中で清川の農林業公社でありますけれども、これがなかったら、清川の農地はもう相当荒廃をしておると思えます。

昨日、私は麦のはんよう病あるいは赤さび病という病気を防除時期でありますけれども、私はまあ麦の価格が低いので、自分で機械を購入して防除しましたが、高齢者の麦畑にヘリコプターが来て、薬剤散布をやって麦の病気を防いでいっている。

こういうものがなかったら、これは高齢者が国の奨励している麦大豆作りはできないわ

けですし、従って今、高齢農業者の大変な中で農地荒廃を防いで何とかひとつ農村の社会的な役割を果たそうとするならば、その農機具の過剰投資とか、あるいは高齢者の農機具事故を防ぐ。幾多の功績を農林業公社はあげています。清川村の農業が何とかボロを出さずに今日までやっているのは、一に農林業公社の大きな力でございます。

私は宮三土地改良区という水路の水門を2つ預かっております。これは大雨のときに、開けたり、閉めたりしなければならない。これは高齢だと足元がぶるぶる震えて大変なのです。ですから私はロープで体をくくりつけて開けたり閉めたりをしています。そういうことも公社の職員にお願いをする時期がもう目の前に来ておる。

さらに、ビニールハウスの上げ閉め、高齢者はもう無理や。それができないから施設園芸をやめるといふ人がどんどん出てきよるわけです。そういう人にビニールの張り替え等を公社でやれば、まだやろうかということになります。

そういうことを考えて私は個人的ですが、ハウスの建て前とかビニールの張り替え、そういうことについてボランティアですけれども、公社の若い職員の皆さんにご指導申し上げます。そのようにして何とかですね、どこまでやれるのかということのは分かりませんが、とにかく、真剣頑張って、百姓の根性をこの際出す。そのためにですね、農林業公社を私たちは大きな基地としているわけでございます。農業を守る、農地を守るといふ公社の役割がひとつ十分ご理解いただいて、新市においてこの調整するということについてですね、特にこの高齢農業者の思いを込めてどんなやっぱり私たちが詳しく調べ、あるいはご希望の方はこの職員さんたちがどういうことをしているのかということのひとつご見学に来ていただければ、ご理解をいただけるのではないかといいふうに思います。

それから農協との関係ですが、私は新市になって、この6,300ヘクタールですか、ある農地をどう利用してどのように21世紀は農業の時代というか、新市の農業をどうするかということについて2つのことを考える。これはやっぱり合併のメリットの中に専門職を採用することができる、書いてある。それはですね、新しくできる市役所の農林関係職員の皆さんには専門職というのは今まで採用されてないわけです。新たに採用しないとないわけです。具体的に申し上げますが、私どものような専門農家と話ができるくらいの知識を持った方がどうしても必要であります。

従って、土木建築だけに技師職という職名がある。私は農林課にも技師職をぜひ作ってもらいたい。そして専門的なことに全部とは言いませんけれども、私どもと話ができるような人、そういう人に農林業行政をつかさどっていただきたい。そういうことを切に私は希望しているわけです。

これから、あんまり協議会がありませんので、それから産地化であります。清川村は桃とか、そういう特産のものを作り上げています。そういうものを各町村あると思いますが、これをひとつ大事にしてできれば他地域にも広まっていくような施策というものをこの中で調整するというような、この中でひとつ検討していただいて、若松議長さんの言葉をさらに言いますが、燃え上がるような農業地域を作るために新市がひとつ一体になって施策を講じるように、お願いを致したいと思っております。私どもいつまでできるか分かりませんが、この命が続く限り、農業を頑張りたい。そういう決意をしております。そのことも併せ新市は農業関係について林業も含めてですが、特段の施策を高じるを調整する、その中に含めてもらいたいと要望し、原案に賛成いたします。

芦刈会長

はい、その他ございませんか。はい。

清田委員（大野町議会議長）

大野町であります。62号につきましては、ただ今2名述べられたけども、意見は大変勉強させられましたし、同氏に賛同するものであります。よって原案に賛成するものであります。その中で農業と位置付けというものとまた振興策ですね、各項目、また、振興策の捉えが大事ではないかと述べられたとおりです。その前に4ページになりますけれども、農業労働災害事業の三重町の方になりますけれども、そのところは修正があったのでしょうか。

事務局（産業部会 和田）

はい、すみません。資料の4ページ一番下の欄でその他の事業の方ですね、三重町の欄に農業労働災害共済事業とありますが、これは間違いでありますので、削除の方よろしくお願いいたします。大変申し訳ございません。

清田委員（大野町議会議長）

この項目は大野町が実施しているわけですが、県内では庄内町がやっておると思えますけれども、これも先ほど言われますように高齢化社会の位置付けとか、生産者の意欲の高揚ですから、産業振興のものとあわせて、定住の一環として私は大きなポイント占めておるのではないかなと思っております。それから新市の中でこの特性となるような位置付けと取り組みと、これは全域に及ぶ当然取り組みとの方が私は大事やなろうかと思えます。本町におきましては、引き続き、この項目を十分検討されて継続の方向でやっていただきますように、よろしくお願い申し上げます。内容につきましては、もう各委員さん状況は詳しく理解していただいております。終わります。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。どうぞ。

浅野委員（朝地町議会議長）

原案に賛成でございますが、1点、特別委員会から出されております要望がございますので読み上げさせていただきます。農業土木事業の取扱いについての1の項目でございます。農地農業用施設整備事業、耕地災害復旧事業及び農道愛護事業については、合併までに調整するとありますが、農地農業用施設災害ですね、復旧事業にかかる分担金についてこれは分担金を上げないでほしい。この厳しい農業政策の中で災害にあったときに分担金が高くなるということになると農業に対する気持ちがいささか萎えるということで、この厳しい時期であるので分担金を上げないでほしい。ひとつ要望致しておきます。

芦刈会長

はい、その他ございませんか。犬飼町から5点の要望、それから三重町からは資料の提

出をお願いして原案に賛成、清川村さんからは公社の現状等をご説明いただきました。大野町、朝地町共に原案の賛成の立場から要望をいただきました。ただ今、要望等いただきまして原案に賛成の方の挙手をお願いします。はい、挙手全員であります。原案通り決定をさせていただきます。

続きまして、協議第 63 号「商工観光事業の取扱い(その 2)」について、事務局説明をお願いします。

事務局(産業部会 衛藤)

産業部会の衛藤です。よろしくお願いいたします。ポイントの説明の前に第 63 号「商工観光事業の取扱い(その 2)」につきまして、資料の訂正と追加をよろしくお願いいたします。

2 ページの道の駅、里の駅の欄に犬飼町さんの里の駅が抜けておりましたので記入をお願いします。それと 3 ページの参考資料でございますが、三重町さんの 1 番目の欄、左の管理費でございますが、36 万円で間違いはないのですが、単位が千円でありますので、あと 3 つ消していただきたいと思います。大変失礼しました。それではポイントの説明に入ります。

観光施設につきましては町村さまさまな施設を設置し運営を行っています。運営につきましては、直営及び委託により管理運営しているものがあります。施設そのものは財産でありますので、新市に引き継ぐこととなりますが、管理運営については調整する必要があります。道の駅、里の駅につきましても情報発信及び交流の拠点として、重要な施設であり、新市においても積極的に推進していく必要がございます。そのことについては新市の観光振興計画及び新市建設計画に反映させ推進を図る必要があります。以上でございます。

芦刈会長

はい、ただ今、協議第 63 号につきましてポイントの説明を申し上げましたが、意見等をお伺いしたいと思いますが、はい、どうぞ。

生野委員(三重町議会議長)

協議第 63 号修正をお願いします。道の駅、里の駅における業務援助職員について委員から意見を頂いたわけでございます。と申しますのも資料には明確に業務援助職員については詳細に記載されていなかったため、この件について後日事務局より調査、業務援助職員についての資料を提出していただきたいと考えております。

委員会の意見として合併を機に各種施設の一元化を図り、可能な限り独立採算を目指すべきだという意見や、新市において調整するというのは具体的に何をどういうふうに調整するのかの方針にも触れてほしいという意見も頂きました。

これらの意見を集約する中で、今回の提案の意義について、「ただし、管理運営については新市において調整する」を「ただし、管理運営については業務援助職員の見直しも含めて新市において調整する」に修正していただきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。以上です。

芦刈会長

はい、ただ今の修正の意見が三重町から出されましたが、その他ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

佐伯委員（大野町長）

大野町ですが、資料の中に里の駅があるのですが、抜けておるので、付け加えていただきたいと思います。

芦刈会長

はい、その他ございませんか。はい、どうぞ。

清田委員（大野町議会議長）

3ページですけれども、中ほどのトイレ管理費とか、カッコ書きであります、この上に千円という単位がある。その記載はいいですかね。

芦刈会長

事務局、もう1回説明を。

事務局（産業部会 衛藤）

大変失礼しました。全部が単位千円ですので、丸を3つ消していただきたいと思います。

芦刈会長

はい、三重町から説明がありました2のところ、最後の後段の方でございますが、修正の意見が出されましたが、この意見についていかがでしょうか。はい、どうぞ。

清田委員（大野町議会議長）

三重町さんの方から修正案が出ましたけれども、なるほどとは思いますが、例えば2ページの調整の具体的な内容の中に管理運営方法については合併までかなり具体的な状況を踏まえておるのではないかなと私は思うのですが、そういう意味で対局的な方針の中でこの原案でどうだろうかと思はるのですが、どうでしょうか。

芦刈会長

はい、大野町の議長さんからは原案でいいのではなかろうかという意見ですが、他に、じゃあ清川村さんから。意見とかそういうのはなかったでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思ひまして。

衛藤委員（清川村新市まちづくり委員長）

この新市において調整するというのは、そういうところを含んでいるのではないかと思いますが、違いますか？

委員

異議なし。

芦刈会長

はい、じゃあちょっと他にご意見はございませんか。事務局の方から。

赤嶺事務局長

清川村の委員さんからご指摘の通りでありまして、そういったことを含めて調整するというところでございます。

芦刈会長

はい、じゃあちょっと5分間休憩をさせていただきます。

(休憩)

協議を再開致します。休憩中に三重町で委員さんに協議をいただいたと思っております、よろしく願いいたします。

生野委員(三重町議会議長)

はい、三重町ただ今慎重に協議致しまして、事務局の答弁で業務援助の職員も含むということが確認されましたので、原案に賛成でございます。

芦刈会長

はい、三重町としては資料の提出のお願いをして原案に賛成ということの経過でした。はい、協議第63号につきましては、原案の通り、賛成の方の挙手をお願いします。はい、挙手全員であります。原案通り決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、協議第64号「勤労者、消費者事業の取扱い」について議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局(産業部会 衛藤)

第64号のポイントを申し上げます。勤労者関係事業につきまして、各町村で実施されておりますが、新市においても後継者対策、雇用対策事業として実施していくことが必要であると考えます。消費者事業であります。各町村とも県の委託事業であります、暮らしのアドバイザーについては設置されておりますが、単独事業として、現在、三重町が消費者生活モニターを設置しております。

最近、商品の不当表示などが大きく取り上げられていることや、安全安心できる商品を求める消費者の動向を考えますと、新市においても必要な事業と考えます。豊肥地区シルバー人材センターにつきましては、民生部会や企画部会で触れておりますが、雇用の面から考えて、勤労者関係事業の一部であるととらえ、ここで提案しております。以上でございます。

芦刈会長

はい、協議第 64 号につきまして、ポイントの説明を申し上げましたが、ご意見等はございますでしょうか。はい、どうぞ。

佐藤委員（犬飼町新市まちづくり委員長）

犬飼町でございます。勤労者、消費者事業の取扱いについてございますが、2 番目のシルバー人材センターについてございますけれど、現在この地域でシルバー人材センターは行われておりますが、町村に支部を設置しているわけでございますが、合併後もこの支部を存続させるように行政として指導いただきたいということを要望しまして、原案に賛成でございます。

芦刈会長

はい、その他ございませんか。

委員

なし。

芦刈会長

よございますか。はい、ただ今、犬飼町から原案に賛成との立場から要望が出されました。協議第 64 号につきまして原案の通り、賛成の方の挙手をお願いします。挙手全員であります。協議第 64 号については原案通り決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、協議第 65 号「建設事業の取扱い（その 2）」について議題と致します。事務局をお願いします。

事務局（建設部会 隈田原）

建設部会を担当しております隈田原です。私の方から、協議第 65 号協定項目第 44- 2 号、「建設事業の取扱い（その 2）」についてポイントを説明させていただきます。今回その 2 につきまして大きく分けまして 4 つのことについて提案しております。

1 番目が町村営住宅の取り扱いについてです。2 番目と致しまして道路事業の取り扱いについて、3 番目と致しまして、河川事業の取り扱いについて、4 番目と致しまして、建設一般補助金等の取り扱いについてであります。

まず 1 番の町村営住宅の取り扱いにつきまして、これも 3 つに分けまして提案を致しております。（1）が公営住宅、これは公営住宅法に基づく公営住宅でございます。（2）と致しまして特定公共賃貸住宅でございます。特定公共賃貸住宅供給に関する法律に基づいているものでございます。その 2 つの法律に基づかないものと致しまして、（3）町村営の一般住宅という形で分けさせていただいております。

公営住宅につきましては現在 5 町 2 村全部でございます。戸数と致しまして 903 戸ございまして、この中で調整する項目、家賃等でございますが、基本的には公営住宅法に基づいて決定している部分が多数でございます。そういう観点から提案と致しまして、

家賃の算定方法は、敷金、駐車料金、共益費等は現行の通り新市に移行し新市において調整する。

と致しまして、入居者資格、選定方法住宅管理人、家賃・敷金の減免・猶予等は合併時に三重町の例により統一する。ということで提案をしております。

(2)で特定公共賃貸住宅でございますが、これは千歳村、犬飼町を除く5町村に現在あります。ある程度の家賃の決定について各町村にある程度任されている部分もございますが、やはりこの1年間で調整等が難しいということで、

と致しまして、家賃、敷金、駐車料金、共益費等は現行の通り新市に移行し、新市において調整する。

入居者資格については、合併時に統一する。ただし、朝地町の入居基準は現行の通りとし、新市で調整する。

入居者の選考、住宅管理人等は合併時に統一するということでございます。

町村営の一般住宅につきましては、緒方町さんのみにございます。まちづくりの促進住宅というのでございますが、これについては緒方町さん1つでございますので、町村営一般住宅は現行の通り新市に移行するという形で提案を致しております。

2番目、道路事業の取扱いでございますが、各5町2村の町村道は1,597路線、延長にしまして1,333キロメートルほどございます。基本的にはこの町村道については新市に引き継ぐという形になります。そこで提案と致しまして、

(1)町村道については現行の通り新市に引き継ぎ、新たな市道の認定基準については新市において統一する。という提案でございます。

(2)と致しまして、町村道の維持管理については合併時に統一する。

(3)致しまして、道路補助制度については合併時に廃止する。

(4)道路占用料については新市において調整する。これにつきましては緒方町さんが今年の3月議会で占用料等について議決で制定したということを加味しまして、調整という形でここに挙げています。道路占用料については新市において調整する。

3番目と致しまして、河川事業の取扱いでございます。河川事業は5町2村で規則等がございます。その中でも緒方町さんが占用料の規定があるということで、その部分調整ということでしております。

(1)致しまして河川補助制度については合併時に廃止する。

(2)河川占用料については新市において調整する。ということでございます。

4番目、建設一般補助金等の取扱いですが、ひとつ決まったのが地方債、それとあと、水道料金それと分担金、分担金は急傾斜の部分の負担金と分担金の徴収関係でございます。

(1)と致しまして宅地防災工事補助金は、合併時に廃止する。これは三重町さんだけで行っていることでございます。

(2)水道料金徴収委員補助金は合併時に廃止する。千歳村さんだけで行っているということです。

(3)分担金につきましては、まず道路関係等につきましては千歳村さんだけ、県営の急傾斜につきましては分担金を取っていないのが、緒方町、朝地町、大野町、町村営につきましては事業実施がないのが、清川村、緒方町という形でございます。あと、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業は、事業がないのが清川村、緒方町、千歳村という形でございます。

これらの分担金をまとめまして、

(3) 分担金については、継続事業を除き、合併時に統一し、徴収する。ただし、道路関係については合併時に廃止する。以上ご説明を申し上げました。ご協議をよろしく願います。

芦刈会長

はい、ただ今、協議第65号につきまして説明を申し上げましたが、ご意見を伺いたいと思います。はい、どうぞ。

山村委員（犬飼町長）

犬飼でございます。建設事業の取扱い（その2）の道路事業の取扱いについて（1）町村道については現行の通り新市に引き継ぎ、新たな市道の認定基準については新市において統一する。この認定基準でございますが、今、現状よりも厳しくならないように要望致しまして、原案に賛成するものでございます。

犬飼町では町道でも幅の狭いものがございまして、いろいろございまして、新市になって基準をきつくしないようにひとつ要望致しまして原案に賛成致します。

芦刈会長

はい、その他ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

佐伯委員（大野町長）

大野町でございますが、道路の2点目の（3）道路補助制度、これは合併時に廃止するというのですが、今少なくなっていますが、原材料の支給をすとか、少し道路が欠損しているので、みんなでやりたいとか、というような場合も考えられますので、これは本来修正をお願いしたいのですが、意見として確認して引き継いでいただければありがたいのですが、原材料支給等で、道路補修をやっていただければできれば予算というものも助かるわけでございますので、ぜひできれば引き継ぐということで意見としてご確認をお願い申し上げます。

どうぞよろしく願います。

芦刈会長

はい、意見として確認をとということでございますが。事務局としては意見はないそうですが、そのようなことで協議会の委員の皆さんのご確認をいただければありがたいということでございます。

委員

賛成。

芦刈会長

よございませう。はい、大野町長さんそういうことでよろしゅうございませう。はい、

そのような要望をいただいて原案に大野町さんとしては賛成ということでございます。その他ございませんか。よろしいですか。

はい、犬飼町それから大野町から要望が出されましたが、いずれも原案に賛成をされたということではありますが、はい、協議第 65 号につきましては、原案の通り、賛成の方の挙手をお願いします。はい、挙手全員であります。

協議第 65 号については原案通り決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、協議第 66 号「社会福祉協議会の取扱い(その2)」について議題と致します。

事務局(民生部会 内田)

民生部会の内田です。私の方から、協議第 66 号「社会福祉協議会の取扱い(その2)」について提案内容のポイントの説明をさせていただきます。

社会福祉協議会の取扱いにつきましては、その1で社会福祉協議会の合併に向けた基本方針の提案をし、承認されたところでもあります。

今回はその2としまして、現在、各町村が社会福祉協議会に対して行っている補助事業や委託事業の合併後のあり方についての調整内容とさせていただきます。

町村補助は各町村とも人件費、運営費に補助をしている状況であり、またその他でも町村単位で、単独補助として補助されております。

また町村委託事業につきましても、高齢者福祉事業、児童福祉事業等複数の事業にわたり社会福祉協議会や民間に委託している状況にあります。

社会福祉協議会への委託については、単に事業の委託だけでなく在宅介護支援センターや児童館といった施設の運営管理も行っている現状であります。

以上のことを踏まえまして、調整の具体的な内容は前回ご提案をした通りです。ご協議をよろしく願いいたします。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。ただ今、協議第 66 号につきまして説明を申し上げましたが、ご意見等がございますでしょうか。

はい、三重町。

生野委員(三重町議会議長)

社会福祉協議会についてそれぞれの町村背景があり、職員数や行う事業に差があります。社会福祉協議会の使命を考えると、一概に独立採算ということができないことも承知しております。

しかしながらこれらは要望ですが、新市が非常に苦しい財政状況におかれていることは、認識のもとに、社会福祉協議会も大きな改革をするという視点で合併までに調整していただきたいと考えております。原案に賛成の立場からの要望でございます。

芦刈会長

はい、朝地町さん。

浅野委員（朝地町議会議長）

資料の民間委託の分が示されていないわけです。本町では三重の議長さんから出ましたが、私どもの方は民間業者が入っておりませんので社協が 100%でございます、そこら辺でそれぞれ町村ごとに事情はあろうかと思いますが、福祉の問題でございますのでサービスが低下しないようにぜひお願いを申し上げたいと思います。原案には賛成でございます。

芦刈会長

はい、その他ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

森委員（清川村長）

朝地の意見に全面的に賛成です。

芦刈会長

はい、どうぞ。

若松委員（犬飼町議会議長）

朝地町の意見に大賛成です。どうぞよろしくお願いいたします。

芦刈会長

はい、それぞれ 66 号につきまして、三重町、朝地町、清川村、犬飼町から要望とか出ておりますが、はい、協議第 66 号につきましては、原案の通り賛成の委員の皆さんの挙手をお願いします。

はい、挙手全員であります。

協議第 66 号については原案通り決定をさせていただきます。

ありがとうございました。以上で協議を致しました 11 項目について終わらせていただきます。

続きまして、新規の提案説明に移らせていただきます。提案事項としては、今回協議会では 1 項目でございますが、協議第 67 号「建設事業の取扱い（その 3）」につきまして、事務局の方から提案説明を致します。

事務局（建設部会 隈田原）

建設専門部会隈田原です。私の方から「建設事業の取扱い（その 3）」につきましてご提案を申し上げたいと思います。その 3 の内容といいますが、土地開発公社の取扱いについてでございます。まず土地開発公社の基本的なことからご説明申し上げたいと思います。5 ページをお開きいただきたいと思います。5 ページここに基本事項を市町村合併ハンドブックからの抽出ですが、ここに書いてございます。

3 段目、1 地方公共団体、1 公社が原則であると書かれております。土地開発公社の統廃合については公拡法に特別の規定がないため解散の規定等を用いて、手順を進めることになるというふうに書かれてございます。

ご存知のように土地開発公社というのはその下に根拠法令が書いてございますが、公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて設置されているものでございます。目的第1条、途中から読ませていただきます。地方公共団体に代わって土地の先行取得等を行うこと等を目的とする土地開発公社の創設その他の措置を講ずることという目的を書いてございます。その下の方に第22条解散のことが書いてございます。

土地開発公社は設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣または都道府県知事の認可を受けたときに解散するという形でございます。また、その下に民法等の準用で書かせてもらいます。民法44条からずっと書いておりまして、土地開発公社については準用するという形で、民法の準用はここに書いている通りで右の方でございますが、民法44条のところ左の方に民法の準用についてその民法を書かせてもらっています。内容につきましては法人理事についての賠償責任について、ここで規定しているというところでございます。

続きまして、右下の先進事例でございます。千曲市、これは長野県でございます。戸倉町土地開発公社を更埴市土地開発公社に債権譲渡して、1つにして新市に引き継ぎますよという形でやっております。

周南市につきましても1土地開発公社を新市の土地開発公社とし、他の3つの土地開発公社は合併の日の前日までに解散するというような形で一本化をして新市に引き継いでいきますという形でございます。

東かがわについても同様でございます。その下の東部町・北御牧村合併協議会でございますが、4月1日に合併予定と書いてございますが、市になっております。訂正いたします。長野県東御市というふうになっております。よろしく願いいたします。

これにつきましても一本化をして新市の土地開発公社という形になっております。その下もやはり平成16年4月1日に合併予定と書いてございますが、すでに合併して三次市になっています。広島県の三次市でございます。そこにつきましても一本化をして債権譲渡をしまして新市の土地開発公社にしてございます。

続きまして、6ページをお開きください。基本的な統合手続き、土地開発の統合手続きを書いています。郡内に何力所かの土地開発公社がございましたら、基本的にはこういうことでやっていきます。右側は消滅公社、土地、取引債権等ひとつの存続公社の方に譲り渡して、そして存続公社が新市の土地開発公社になっていくという形の手続きでございます。消滅公社がなくて存続公社一本の場合でも下のところ書いてありますが、そういう形の事務手続き等が必要になってくるという資料でございます。

2ページにお戻り願いたいと思います。実を言いますと、今年の2月の初めまでは大野郡5町2村には4つの土地開発公社がございました。ただし、ここには三重町さん大野町さんしか書いてございません。

清川村に置かれては2月8日に公社理事会で自主解散という形になりまして、3月議会で確認を得ているということでございます。緒方町さんにつきましても2月27日に公社理事会で自主解散ということで、3月議会で議決しているということでございます。

三重町さんでございますが、3月24日に理事会で自主解散という方向性はできておりますが、6月議会に提案するという方向であると聞いています。

ですから現在では土地開発公社は存在しているという状況でございます。大野町さんに

つきましては2月20日に土地開発公社理事会を開きまして、現在も工事をまだまだやっている途中でありますので、存続の方向で、土地開発公社を存続してほしいということでございます。

3ページには現在、三重町さんと大野町さんの土地開発公社2つの会社があるということで、決算状況と貸借対照表、それとその下に町別保有土地等を載せております。後でご覧いただきたいと思います。4ページにつきましては三重町さんと大野町さんの土地開発公社のどういう事業をやっているかということを書いています。関連法令として右に若干の法律を載せております。

以上で2ページに戻っていただきたいのですが、土地開発公社については新市においても存続させるものとする。ただし、詳細については三重町、大野町の公社理事会の協議結果を尊重し、合併までに調整する。以上ご提案申し上げます。

芦刈会長

はい、協議第67号につきまして提案説明がございましたが、説明に対しましての質問等がございましたらお受けをしたいと思いますが。

よございますか。はい、ありがとうございます。以上で新規に提案を致します1項目の提案説明を終わらせていただきます。

続きまして、その他、今後のスケジュールについて事務局の方から説明をお願いします。

赤峰事務局長

資料の24ページをご覧いただきたいと思います。次回の合併協議会は第15回の合併協議会は5月13日午後1時半から緒方町中央公民館ホールで行う予定であります。5月から1回の予定ということでしたが、次回に新市建設計画のご提案をしたいと思います。また、本日継続となりました協議についてもご協議をいただくこととなります。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、26ページをご覧いただきたいと思います。今後の協定項目の提案予定を載せております。「一部事務組合の取扱い(その2)」、「新市将来構想の策定及び新市建設計画」の提案を次回と考えておりますが、一部事務組合の取扱いにつきましては提案できるかというのが微妙な状況になっています。その後記載されている協定項目についてご提案していきたいと思います。

27ページであります。これまでに提案確認されました協定項目、今後の提案される予定のものを掲載しているのをご覧いただきたいと思います。

29ページであります。5月の日程表であります。13日1時半から15回の協議会、そして特徴的なところでここに記載をされておりましたが、18日に公立医療施設総合検討専門委員会を午後3時から行う予定であります。

19日に新市まちづくり委員会の合同研修会を行いたいと考えております。町村長連絡会にお計りし、第2回の合同研修会ということになります。内容についてはまだ詰めが行っていませんので、次回に報告をしたいと思います。5月27日第16回合併協議会ということになります。

30ページであります。6月につきましては現段階では6月24日協議会という予定に

しております。協定項目の協議内容の状況によっては、この間にもう一度合併協議会が必要とされると予想されますので、ご了解をお願いしたいと思います。以上です。

芦刈会長

はい、事務局長の方から今後のスケジュールについて説明がございました。このスケジュールの内容等につきまして、何か質問等はございますか、よろございますか。はい、どうぞ。

生野委員（三重町議会議長）

いくつかの案件が決まったのかな。

赤嶺事務局長

本日 8 案件が確認をされましたので、61 案件が協議確認というふうになります。

芦刈会長

はい、そういうことでございます。委員の皆様方から何かありませんか。よろございますか。はい、以上で全項目を終わります。

それでは、慎重に協議をいただきまして、誠にありがとうございました。また、ただ今、協議をいただきました 11 項目の中で、3 項目が継続協議というふうになってはいますが、そして新規に提案を致しました 1 項目につきましては、各町村の新市まちづくり委員会、あるいは議会の特別委員会等を経まして、5 月 13 日に開催されます第 15 回の緒方町での協議会で協議をいただきますので、よろしくお願ひ申し上げますと同時に、先ほど報告がございました議員定数のことにつきましても協議をいただくこととなりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

長時間大変ありがとうございました。皆様方のご協力に感謝を申し上げます、議長の座を降ろさせていただきます。どうもありがとうございました。

赤嶺事務局長

ありがとうございました。それでは最後に閉会のごあいさつを、副会長であります山中副会長よろしくお願ひいたします。

山中副会長（緒方町長）

大変長いことありがとうございました。以上で終わります。ありがとうございました。

議事録署名

清川村議会議長

朝地町

新市まちづくり委員長

書

記